

威仁親王行實

初稿茅四冊

特別  
14  
3152  
61

7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 99

14  
3152  
61



95-118


育  
西  
川  
宮



威仁親王行實

初稿第四冊

第廿一章	御性行の一斑	二九三
第廿二章	學問技藝の御造詣	三一二
第廿四章	軼事十數則	三三三
有栖川宮略系圖		三五四
威仁親王略年譜		三六〇
各國勲章受領表		三八一

御性情

御容貌

第二十一章

御性行の一斑

親王は御丈夫高からず清癯の中に凜凜たる風骨を存し龍種自ら常人と殊なるは申すまでもなし性來蒲柳の質におはせしが敢為の氣眉宇に溢れ身を律せらるゝこと極めて方正絶えて逸佚に耽らせらるゝことなく行止坐臥皆法度に循ひかつて情容を見ず加ふるに平素は沈黙寡言におはしければはじめて拜謁したるものは畏敬の念を起さざるはなかりき然れども剛毅の天資に兼ぬるに柔和の御氣質を以てし嚴

有植川

親王の理想

肅にして犯し難けれども御慈愛極めて深くそ  
 の御名を宛らに威あつて猛からず仁徳普ねく  
 衆に及ぼされしは多年陪從せしもの、齊しく  
 稱へ奉るところなり。  
 親王少時毎に仰せられけるは刻下の我が邦  
 に於てピーターの如きナポレオンの如き大英  
 傑の崛起するものありてこそ革新の實始めて  
 擧がるなれとて自らもこれに私淑せられ一た  
 び海軍に従事すべき旨の勅命を拜せし後は皇  
 室の羽翼翹翹の中堅たむむことを理想として

皇室並に天皇に對する  
尊崇の念

類りに奮勵せられたり英國留學に際して懺仁  
 親王に上りし手書の如き印度洋航海中親り志  
 望を述べられたる日記中の一節の如きいづれも  
 前に引抄しけるが、**こゝに**言言皆肺腑より出で  
 しかも豪氣八荒を呑むの概ありかくて四十年  
 に亘れる海軍勤**務**は克く當初の目的を達成す  
 るを得、その効果頗る觀るべく親王の功績は史  
 冊に炳耀して萬古に不朽なる**ものあり**。  
**これ**平生皇室を尊崇し陛下に對してあく  
 まで誠忠を盡されしは申すもなかく**畏し**。

西川宮

艦中品川發着の際、新橋驛より直に参内して  
 天機を奉伺せられ、幸にして出御中なれば、親し  
 く拜謁し、否らざれば、當番の侍従を以て其旨を  
 上奏せしむるを例とせられしことは、すでに前  
 に述べたるが如し。又海外出游の際は、もとより  
 論まかり、そのめ、帝都以外に在ます時は、  
 屢ば親書を奉呈し、その見聞を録して、乙夜の覽  
 に供せられたり。次に三大節を始め、春秋兩季の  
 皇靈祭並に三殿に於ける御祭典に際して、折よ  
 く東京灣に滞留せらるれば、その前日、  
 歸郎

川島海軍將の談話

して之に参列せられたりかくの如きは當然の  
 事に屬し、取り立て、論らふまでもなきやうに  
 考へらるれど、その終始渝らせざりしはもとよ  
 り易事に非ず、亦た以て親王が徳性の一斑を拜  
 察すべきなり。なほ親王が陛下に對して情理兼  
 ぬ至れることに就いては、海軍中將川嶋令次郎  
 の談話中、参照に資すべきものあるが故に、左に  
 之を抄録すべし。  
 明治二十七年九月十七日に、黄海の大海戦があ  
 った。我が軍の大捷に歸し、二十七日に樺山軍

西川

樺山軍令部長を迎ふ

令部長は西京丸で宇品に帰港された。その頃  
 私は侍従武官を勤めて居たので陛下から迎  
 ひに参れといふ御沙汰を拜した。侍従武官は  
 この戦役に先つて新に置かせられ私は同年  
 七月上旬にはじめて拜命したばかりで實際  
 側近奉仕の御用を勤めたのは九月五日東京  
 御發輦の時からであつてかくの如き場合に  
 どうしたら善いか先例も経験も無かつたか  
 ら聊か弱つて居た。その日は陸海軍からも大  
 本營からも重だちたる人々が迎ひに出で威

仁親王殿下も御出に成つた。勿論當時の宇品  
 は萬事~~が~~まだ整頓せず御使の船殿下の船と  
 別々に手配することには到底むつかしいので  
 私は他の人々とともに殿下と同じ小蒸汽船  
 に乗り船中では御使たる私と殿下とが重なる  
 席に坐つて居た。私に取つて勅命はもとよ  
 り重いが殿下は尊貴の御身であるから先後  
 の別など如何したものと竊に心配して居  
 た。兎角する内に西京丸が入港すると殿下は  
 私を麾いてお前は御使であるから先に行け

西川宮



態度は洵に感激するばかりであつた。  
 下 翌二十八年の春澎湖嶋平定の為に聯合艦  
 隊が出動した時殿下は旗艦松嶋の艦長とし  
 て同地に御出かけに成つた。私は侍従武官と  
 して戦況を視察して来る様にとの御思召で  
 差遣せられ特に松嶋に乗艦せしめられた。御  
 趣旨の一つは艦長たる殿下の御精勤ぶりと  
 御勇戦の實際とを詳細に見て心して復命せ  
 よとのことであつた。三月九日に乗艦し十一  
 日に呉から出港したがその前日即ち十日に

西川宮

御使を尊重せらる

よと御指圖があつたから真先に船に上つて  
 艦長の出迎を受け陛下の御使たる旨を通ず  
 るとやがて樺山軍令部長は直に私を甲板の  
 上に迎へられた。御使の次第を述べ樺山  
 を連れて同車で参れといふ御説の有つたこ  
 とを傳へた。殿下には私の後に付いて御乗船  
 に成り私が使命を傳へる間しづかに御待ち  
 に成つてその後軍令部長に御挨拶があつた。  
 これは殿下が御使を尊重されるといふ明確  
 なる御觀念の實現であつて殿下の其時の御

西川宮

陛下の御信任  
天皇

信	さ	つ	あ	の	情	御	く	か	つ
任	れ	た	る	で	の	言	申	ら	た
頗	ば	。	が	こ	の	葉	し	お	も
る	難		就	の	裏	の	上	前	も
厚	下		中	航	面	には	げ	此	處
く	に		こ	海	は	殿	て	で	食
帝	於		れ	中	下	下	は	べ	て
に	か		は	私	が	の	と	他	日
軍	せ		印	が	陸	こ	と	そ	の
事	ら		象	感	下	と	で	旨	を
の	れ		の	じ	に	あ	あ	を	宜
み	て		最	た	對	つ	つ	し	し
な	も		も	事	す	た	た	の	た
ら	親		深	柄	る	こ	こ	の	た
ず	王		い	は	御	の	の	の	た
政	に		ら	い	温	の	の	の	た
治	對		も	ら	の	の	の	の	た
外	す		の	も	の	の	の	の	た
交	る		あ	あ	の	の	の	の	た
の	御		。	。	の	の	の	の	た

有西川宮

陛下賜の鴨

御	日	い	て	二	れ	る	司	殿
話	本	ふ	か	人	た	室	令	下
に	食	こ	く	や	が	艦	長	か
こ	で	と	の	つ	ま	長	官	ら
の	料	が	如	と	こ	の	が	賜
鴨	理	第	き	坐	と	公	坐	餐
は	中	一	窮	は	に	私	乗	が
御	に	に	屈	殿	手	を	し	有
獵	鴨	私	な	下	狭	得	て	つ
場	が	を	る	は	で	ず	居	た
の	有	感	御	巴	食	副	た	そ
獲	つ	激	生	む	卓	長	為	の
物	た	せ	活	を	には	室	に	頃
で	そ	し	を	成	陪	に	艦	同
陸	の	め	を	さ	食	居	内	艦
下	時	た	成	れ	の	ら	の	は
から	殿	賜	れ	る	者	。	主	伊
賜	下	餐	と	以	が	。	要	東

有西川宮

諸問題に至るまで何くれとなく毎に御下問あり  
 御下問の御返答に於ては其の都度親王は辱く  
 恩命を拜し十分御熟考ありし後親書を捧呈し  
 胸臆を開陳して毫も隠匿せらるゝことなく  
 亦た其意を諒として斟酌相益ありしを以て  
 貴降に施行せらるゝを例とせり。この類の封事  
 は大抵その稿を留めざれども幸にして二三な  
 は存するものあり吉光片羽亦た以て珍となす  
 べし。陛下の親王を眷愛せらるゝ殷なるもとよ  
 り此に止まらず屢は命を降して海外に派遣せ

行幸降上  
 御起居の御儀  
 せらる

皇太后の御  
 御起居の御儀  
 せらる

おぼつか  
 せらる

ら小幡後ら東宮御輔等の大任を喜ばし給ふ  
 親王感徳の致すところ外可なり。親王の晩年  
 病を看るゝ無事御下問に滞せらるゝ中園西地  
 方より行幸降上ありし同家御通過の降は勿論  
 京親王の時も亦ん御使を遣はし御起居の御  
 せらるゝを例とせり。正元年十月五日皇太后  
 御下問が御返答に於ては御下問の御返答に  
 伺のぬに御付致及海軍御使は御下問の御返  
 答に御下問の上御返答のぬに御下問の御返  
 答のぬに御下問の外御下問の御返答のぬに御  
 下問の御返答のぬに御下問の御返答のぬに御

化す権尚侍池道子の「みゆの」の中心  
左の二節より見く

子にまします有柳川宮より、花房御官を御使  
に、みゆしきうめ、はしめたまひ、御苑にし  
つらうせたまへる洋物を奉りせたまふ。孝親  
は、みづかう繪をか、せたまひ、やかせた  
まひたるなり。大宮、たくく、水をめぐせたま  
まひ、掃りたはらにすゑ、せたまひ、都まで  
してまゐれと仰せごとあり。

これ最後に東宮御輔導の天任を賜し給ふ。皆親

王徳の教すところにもなまらず。

親王は、幼時より些も尊貴に矜らせ給ふこと  
なく、育英義塾御入學より、海軍兵學校を出でら  
る。まで約十年間の修學時代を通じ、萬事の  
御取扱は、他の生徒と大抵同一にして、何等の差  
別なく、御自身に於ても、甚だ満足せられたり。當  
時海軍兵學校の教官たりし永峰秀樹は、その感  
想を述べて左の言を為せり。

當時の皇族諸殿下は、皆平民的にして、少しも

尊貴に矜らせられず

東宮の御輔導は、  
追討し、御輔導の  
に、まゐり、  
本づかざるは、  
まゝの御輔導、  
先ず、  
著者、  
世に、

當時の皇族諸殿下

親王 飽くまで平民的

規律を重んぜりる  
長上の命令に服従せりる

アリス	トクラ	チック	の真味無之	山階宮	後の
東伏見宮	の如き	富士見	小學校	に御通學	あり
りて	車曳の倅	と伍せられ	し程なり	小生が初	
めて	之を見たる時	世界に我が邦	ほど	デモク	
ラ	チック	たる處あり	やと怪み	ながらも	喜悅
に勝へ	ざりし事	に候	諸殿下は	公家大名の子	
弟輩と	全く懸け	離れて一足	飛び	に高き	雲井
より平民	の群に入り	給ひしに	非ざる	かと	夢
の如き	感さへ	起し候	別けても	威仁親王	殿
下は	慈仁	恭敬にして	威望あり	し	かも
尊貴	倨				

傲の御態度	は寸分も無之	飽くまで	平民的に		
ておはし	ければ	この宮	こそ他日	皇室を	輔翼
せらるべき	明哲の御方	なれと	小生は	深く心	
に銘記致し	候				
規律を重ん	じ	長上の命令	に服従せり	ること	も
幼時より	殊に彰著	にして	海軍に就職	せられし	
後とて	も依然として	渝らせ給ふ	ことなかり	き	
これに就	いて	皇中	將軍	園部	の治
の	は	明治	八年	四月	で
御年	十四	の時	の事	であ	
殿下が	海軍兵學寮	の宿舎	に入らせ	られた	

皇中 將軍 園部 の 治

西川

小金井(遠足)

軌	の	外	に	逸	出	せ	む	と	し	た	か	ら	教	官	も	餘	程	手
古	摺	つ	て	居	た	あ	る	時	生	徒	が	小	金	井	に	遠	足	し
た	が	俄	か	の	大	雨	に	一	同	濡	れ	鼠	の	如	く	着	物	を
推	し	た	が	勇	を	鼓	し	て	免	も	角	も	府	中	ま	で	辿	
り	著	き	そ	こ	で	着	物	だ	け	は	乾	か	し	た	も	の	何	
分	道	路	泥	濘	で	歩	む	こ	と	が	叶	は	ず	豪	傑	連	も	こ
れ	に	は	痛	く	開	口	し	て	今	か	ら	一	泊	さ	せ	て	具	れ
ろ	と	い	つ	て	弱	音	を	吹	いた	が	学	校	の	都	合	上	當	
日	中	に	是	非	還	ら	ね	ば	な	ら	な	か	つ	た	の	で	古	賀
學	監	は	思	案	の	末	そ	の	旨	を	殿	下	に	申	し	出	る	と

甘んじて禁足の罰を受  
けせらる

生	徒	は	衣	至	骭	式	の	豪	傑	揃	ひ	て	動	も	す	れ	ば	常
謹	ん	で	禁	足	を	嚴	守	せ	ら	る	そ	の	頃	の	兵	學	寮	の
徒	が	校	則	に	遵	ふ	の	は	當	然	で	あ	る	と	仰	せ	ら	れ
渡	し	た	と	す	る	と	殿	下	に	は	御	立	腹	と	思	ひ	の	外
ま	せ	ぬ	と	い	つ	て	直	に	何	日	間	か	の	禁	足	を	申	し
と	ひ	殿	下	たり	と	も	校	則	は	枉	げ	る	譯	に	は	參	り	
あ	つ	た	と	い	ふ	の	で	古	賀	は	容	赦	せ	ず	た			
あ	る	時	外	出	さ	れ	た	殿	下	の	御	帰	宿	が	門	限	過	で
喜	三	郎	の	古	賀	が	有	名	な	八	釜	し	屋	で	あ	つ	た	
の	た	當	時	の	校	長	は	中	牟	田	倉	之	助	學	監	は	古	賀

有 西 川 宮

職務に精勵

英艦搭乗中

様でその後校則は次第に嚴守されるやうに  
 成つた。  
 職務に精勵せられ身を以て将卒の範たりむ  
 ことを期せられしは親王の美德中特に頌稱す  
 べきものなりはじめ英艦アイヨン、ヂエイクに  
 搭乗し實地に就いて修練を積まるゝこと一年  
 有餘その指導の任に當りし英國支那海艦隊司  
 令長官クートは親王が獨り學術に優秀なるの  
 みならず如何に困難なる職務を命ぜらるゝと  
 も決して嫌厭の御氣色だに無かりしことを激

有西川宮

殿下は直に領かせられさういふ事なら予が  
 第一に出發しやうと仰せられた。そこで古賀  
 は一同に向ひ殿下でさへ御歩きに成るのに  
 こゝに泊りたいと申すは何事だと  
 勵聲叱咤したので一同返す言葉もなくとう  
 づき歩き通して帰校した。この時殿下の御足  
 がまた小さかつた為には有り合草鞋が  
 合はず甚だ困まつたといふ  
 下の御勧めしてこれを模範とするやうな有  
 くの下如く校則を勵行する場合には第一に殿

有西川宮

艦長としての親王

毫も意に介せられず、  
 常の如く職務を執られたり。次に艦長として  
 御働き振りの一斑を記すれば、碇泊港灣に於け  
 る運送船の出入各艦隊の移動他艦よりの信號  
 端艇の揚げ卸し等細大事項の報告を當番士官  
 より呈上すれば、深夜と雖も必ず之を御聴取あ  
 り、港の出入、錨の投抜に至るまで親ら指揮し給  
 ひ、海風吹きすさぶ甲板に數時間立たせ給ふこ  
 とも珍らしからず。又何時戦事始まるやも圖り  
 れぬば、本艦の進退、大砲の効力も一應檢閲せ

西川宮

艦中勤務

賞しこれを例に引いてその部下を戒飭するを  
 常とせり。明治十三年はじめて海軍少尉に任せ  
 られ、次いで英國に留學せらるゝこと二年有餘。  
 帰朝後直に海軍大尉に任せられ、やがて扶桑葛  
 城、高雄、千代田の諸艦に御歴務あり。二十七八年  
 戦役中、  
 中津浦の間に遊弋せられたり。親王の艦中  
 へ勤務せらるゝや、法規軍律を嚴守せられ、或時  
 は暴風惡浪の為に艦將に沈没せむとし、或時  
 は嚴寒堅氷に鎖されて手足胼胝せむとするも

西川宮



公私の區別

準據すべき先例あらず當時の大臣次官司令長  
 官等に於ても何等の定見とはなかりしが大  
 體に於てたとひ皇族にておはすともすでに軍  
 職に在ます以上は他の軍人と同一に取扱ふこ  
 と然るべしとの見解に一致せり親王も亦た公  
 私の區別を明かにしその部下を呼ばるゝはも  
 職務上に於ては職名を以てし職務以外に於て  
 は其姓を以てせらるゝを例とせり近侍の者も  
 亦たその御趣旨を了解してその區別は截然明  
 白なりき當時の我が海軍は草創の後未だ多く

皇族と軍職との區別

しことなればその御分の取扱に就いて未だ  
 親王は皇族として始めて海軍に就職せられ  
 へりしとぞ  
 艦長の命令ならば一死なほ餘榮ありと言ひ合  
 めざるはなく一平も其勞を厭ふものなくこの  
 かば上下おしなべて之に服し一士も其職を勉  
 め取るを例とせらる精勤かくの如くおはせし  
 給はず乗艦の進行中は必ずコンパスにて進路  
 仰せ出さるゝなど片時たりとも職務を忽にし  
 ぬば叶はじとて随時に艦砲撃の實地練習を

有 権 川

職務権限の確守

年所を経ざることとして百事技藝を免れず、権限上の争論など、往々にして之あり。艦の拔錨、投錨、海峡通過、艦隊運動、及び總員を以てせる操練等は、艦長自ら號令を下し、發艦の信號も亦た艦長の命令を待つべく、艦の運路は艦長に無断にて航海長自ら之を變更するを得ざる等、今日より見れば自明の事なれども、その頃は區々として未だ一定せず。獨り親王はこの點に注意して、嚴正を旨とせられしかば、他の諸艦に於ても、いづし、か之に倣うて、次第に改善し、やがて艦隊内規

軍艦操縦の御執練

軍事研究の御熱心

の制定を見るに至れり。親王の初めて葛城艦長心得に就任せらるゝや、從來御經驗に乏しければ、とて艦内上下竊に憂慮せしが、愈よ實地に臨ませらるゝや、その操縦の巧妙なる、多年の海上生活者も驚嘆して敬服せざるはなかりき。親王は乗馬を習ひ、馬車を御し、自動車を運轉せられし程なれば、疾徐緩急の呼吸を自然に體得せられしに因るならむか。御乗艦中は、軍事以外に目も向けられず、専心一意航海砲戦の術を始め、海上氣象學、戰時法規等を研究せられ、すべて

觀察力と判断力  
果斷と實行

徹底的に會得せられれば止まざる底の御熱	心を以てせられしかば、諮問に興りしものは、往	々にして辭塞がり、恐れ入つて退坐することさ	へありき次に親王は如何なる事變如何なる場	合に就けても精細に四圍の状勢を觀察して十	分に熟考せられ、一たび御決心ありし後は萬難	を排して實行せられしかも、その判断必ず的中	し、百に一失なかりしは、近侍の者の毎に佩服す	るところなり、その實例に至りては、數は前に見	えたるを以て、いかに復た贅せず。
---------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------

有林川亭

公平なる御意見と深厚なる御思召

此事をも自ら始末せらる

親王は特に人事を重んぜられしかば、乗組將	校の勤務行状並に健康状態に就いて懇に注意	せられ、考課表は必ず手筆を以て認められたり。	これを一見すれば、進退黜陟に關する公平なる	御意見と部下に對する深厚なる御思召とを容	易に拜察すべきなり。	幼時より日常の些事は、大抵自ら始末するを	例とせられければ、英艦乗組中など折に觸れ事	に付けて動もすれば、足らぬ勝なれども、格別苦	痛を感じ給ふことなかりき、晩年に及びても御
----------------------	----------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	------------	----------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------

有林川亭

召の靴、自轉車等の掃除に至るまで、家職等が達  
て乞ひ申すも、決して他人を煩はさず、必ず御手  
を下されければ、下々の者どもひたすら恐懼し  
て措かざりしといふ。

親王は性来、故唐の字に、性義並收まり、おしな  
へて、懇篤を旨とせらる。一たび、和を尊ぶ世

しもの休、いづれも衷心より悦服し、平生、仰  
つ措かず、徳川の隆、亦其宜なりと見よべし。

拂、一視同仁、自分の高下を、絶えて問はず。其  
の、他の皇族に、格と強人を、其れを見よと云

此唐の字は、性義並收まり、おしなへて、懇篤を旨とせらる。一たび、和を尊ぶ世しもの休、いづれも衷心より悦服し、平生、仰つ措かず、徳川の隆、亦其宜なりと見よべし。拂、一視同仁、自分の高下を、絶えて問はず。其の、他の皇族に、格と強人を、其れを見よと云

なり、一は海外の行に、階送したるものなり。その  
後、一く、年所を、往とも、着、飲毫も、派、赴、此、候  
する、なん、登、却、不、休、然、如、く、見、たる、を  
常とせし、不、ち、る、一、物、を、え、左、に、前、武、部、を、足

立ち一の、徒、語、を、掲、載、と、し、し、  
知、が、親、しく、殿下、に、拜、謁、し、至、る、御、言、業、を  
頂、く、や、ら、に、成、り、す、る、休、明、治、三、十、七、年、回

月、日、露、戦、得、の、最、中、獨、逸、皇、太子、殿下、の、御、始、婚  
に、降、り、天皇、陛下、の、御、名、代、として、殿下、が、御、返  
航、せ、ら、る、に、付、る、隨、行、の、業、を、得、る、其、時、から

之、言、お、或、初、る、の、法、信



を頂戴し、後し、陛下は御内詔を賜はる。  
若くはあつちが亦職の人が不圖失念して私に  
帰したことを陛下が御咎まらん成うて其の過  
愾に御思召す小言の事なりきりし私  
は感謝の念に堪ふが事、以て陛下に出  
ますと二十疊或はともてあるかと知れぬ所  
い日本宮の海に面する御居間、此の善か  
くす、其見と、陛下は、御居間に往て一  
人、賜息に侍る御座り、成る所と  
あらん、私は、危きこと、違ひ、辨を致し、

病室御静名の  
記

陛下は、<sup>御座り</sup>、女、此方へ御出で、三十一  
日、陛下は、御事、成つたか、と、御事、成  
り、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、私、は、<sup>御事</sup>、陛下、を、<sup>御事</sup>  
また、が、御、つ、御、は、短く、知る、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
御、人、徐、程、御、憔悴、の、御、見、え、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
の、空、氣、か、如、何、の、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
と、言、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
唯、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
御、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>  
覽、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>、<sup>御事</sup>

れは外人も亦た敬慕して措かず相率ゐて門  
牆に伺候するを例とせり。

外人との交際

不親玉少にして外人に接觸する機會殊に多く  
且つ英國にも留學せられければ語學に精通し  
彼此風俗の差別を善く了解せられれば外  
人と交際せらるゝにも意志の疏通を缺く底の  
事なく辭令と禮法と兩つながら巧妙におはし  
かつありも道徳の事ありき。

有栖川宮

有栖川宮

親王の天才

教為の御氣象

第二十二章

學問技藝の御造詣

親王天才超絶頭腦極めて明確加ふるに何事  
 にも極めて御熱心にして必ず其極處に到達せ  
 ざれば止まざる敢為堅忍の御氣象おはしけれ  
 ば海軍兵學校御在少時御勉學中は主として殊に熱心に運用航海砲術の諸學  
 科を研究せられ齊しく好成绩を得られしこと  
 は申すに及ばず一技一藝の末に至るまで一た  
 び指を染めらるれば自得の妙往々專家を凌ぐの古を  
 捲かしむるものさへありき

御在學の間學科極めて多きが中に英語は



最も得意とせられしところにして外人との應  
 對など極めて巧妙におはしき明治四年五月は  
 じめて育英義塾に入學せらるゝや蘭人ライヘ  
 ーに就いて主として英語を講習せられ七  
 年二月同義塾解散の後は當分の間海軍省御雇  
 教師フエントンの許に日通學せられ又海軍  
 省八等出仕廣岡行徳に命じて日參郎せしめ  
 日管講習を續けられ海軍兵學校に入學せられ  
 し後は重要なる一科目として愈よ之を勉勵せ  
 られたり十二年七月英國軍艦アイヨンヂユ一

はじめて英語演説を  
 試む

ク號に乗組を命せられしに因り留別の宴を芝  
 離宮に開き外人側としてカルビチスブキヂ  
 ランド艦長並に英國公使等を招集せらるゝや  
 挨拶旁はじめて英語を以て一場の演説を試み  
 られしに之を拜聽して感嘆せざるはなかりき  
 十四年命を銜みて英國に留學せらるゝや海軍  
 大學校に入學するに先ちブラッキヒースに假  
 寓して豫備諸學科を修得せむが為に數名の專  
 門教師を招聘せられしが英語はハミルトンと  
 いふものゝ擔當なりき在英中の日記は練習の

為めすべて英語にて記述せられ、往々にして一日十數頁に及ぶことさへありき。二十三年海外視察の途に上りカヂナ離宮に於て露國皇帝アレキサンダー三世に謁見せらるゝや、皇帝より佛語を話さるゝかと問はれしに對して、佛語は當然心がけ居れども陛下に對して御話し申し上ぐるは甚だ困難なり。英語とてもなほ不十分に思ふことを十分に述べ得ざるは洵に遺憾なりと答へられ、次に皇帝が否とよ英語は十分と見参りすなりといはれしに對して、

七年前英國に留學せし頃は、今よりも復に自由に話するを得たりしが、歸國後これを使用する機會に乏しきを以て、いつしか字辭を忘却せりと仰せられたり。こは勿論謙辭にして親王が英語に熟達し、通譯を待たずして毎に如何なる人とも極めて自由に談話を交換せられしは、外人との交誼を深厚にし、延いては國交を圓滑ならしめし、一因あるを起す所以に外ならず。その後三十八年七月、獨逸皇太子結婚式参列の歸途、英國に立寄りて、バロ―造船所に於ける我が軍艦香取の進水式

日記

られたり。次いで二十一年二月頃より佛人サラ  
 ザンに命じて一週一二回宛参郎せしめ妃とと  
 もに學習せらるゝこと數年に及びたり。  
 殊の外筆まめにおはしければ平生精細に日  
 記を物し玉ひアイヨン、ヂエーク、（或乗組以後晩  
 年の養病前）年（病）の養病に至るまで、（幾んど）四十（年）年その稿殆ん  
 ど間斷なくして現存せり。又嚴正の御性質なり  
 ければ、往復の簡牘等は必ず親ら之を草し、決し  
 て等閒に付せらるゝことなく、（天皇）聖上の御下問に  
 對しても多くは文書を以て御回答ありき。その

佛語

に臨み社長の挨拶に、（或）いで英語を以て感謝の  
 辭を述べられたる時の如き、堂堂數千言、その辭  
 令の莊重にして巧妙なるまことに、顯場盛事た  
 るに負かざりき。  
 佛語は、ブラツキヒース、假寓中、佛人ラゴンに  
 就いて初めて之を學ばせられ、海軍大學校に於  
 ても必修科目の一なりき。同校卒業の後、佛國カ  
 ン港に滞在せられし間は、ドクトル、レノールを聘  
 してその教授を受けられしが、（二ヶ月を要せり、以て  
 僅々月餘にして）僅々月餘にして  
 歸東の事俄に決定せしを以て、（中）中止せ

文詞は、平明質直、絶えて華飾なく、善くその言はむと欲するところを述べて、毫も滯滞せず、たとへば快車に乗じて、坦塗を馳するが如し。海外視察の時など、天皇に宛て、屢ば報告の御書を呈上せり、れ同時に、熾仁親王に宛てたる書翰を認め、且つ必ず前記御書の文案を封入して、他日の用に資せられしが如き、その用意の周匝を觀るべく、蠅頭の細字動もすれば、一回十數葉に及び、その勞まことに拜察するに堪へたり。本書中に引用せる報告の御書並に上奏は、すべて現存せ

る文案に據りしものにして、亦た以て其一斑を窺ふべきなり。

詩は何年頃より始められけるにや、中年以後、<sup>往々</sup>時御作あり、一時興到の餘、格別推敲を経たりとは見えざれども、自然合拍のもの、亦た少からず、左の數首、<sup>此の如し</sup>玉樓金殿擁崔嵬、弔古將軍祠畔來、回首興亡渾一夢、當年霸業跡悠哉、<sup>別山</sup>雜感、旭旗閃閃影成群、獻壽村翁情孔殷、擊壤謳歌太

有西川宮

外遊中の御歌

勅題の詠進

地望なほ未だ衰へず但し親王は明治の盛世に  
際して新教育を受けられ且つ時勢推移の結果  
これに關する庭訓に接せられざりしが亦た夙  
好おはしければ早くより折にふれて詠み給ひ  
し御歌も少からず明治二十九年はじめて歌御  
會始の勅題を詠進せられしより爾後大抵毎年  
打續けて毫も怠られざりき但し右の御會に列  
席せられしは四十一年の一回のみ又三十八年  
獨逸皇太子結婚式参列の爲め第三次外遊の途  
に上らせらるゝや妃と相約して旅中見聞の儘

歌

平治一天佳氣自氤氳奉賀天長節  
石徑苔深曉露勻畫橋小立易傷神浮嵐縹緲行  
宮外一路東西別恨新將自一絶奉獻東京過神橋  
萬壑秋先到涼颼透薄惟夜來松院靜只有草蟲  
悲見山立秋  
歌は元と當宮家の専門とするところにして織  
仁親王の如きは其の蘊奥を窮められ蔚として  
斯道の大宗師たるの觀あり苟くも此に志ある  
もの堂上地下の別なく夤縁して門下に列せむ  
ことを願はざるなく韶仁懺仁の兩親に至るも

有西川宮

る竹の子が生出て	ゆきふかき御園のたかふこのなつはいかな	松千代よはふらむ	ことしよりまた雛鶴のかすそひてみその	けき小山田のさと	しつみみなゆたかに年やむかふら	るよありしと思ふ	君か代とともにつらむふしのぬの雪はきゆ	御歌十數首を掲げて親王の藻思を偲ぶの料と
(三十四年雪中竹)		(三十三年松上鶴)		(三十二年田家煙)		(二十九年寄山祝)		

勅題の御歌

を必ず詠出せりることとせられしに往返五  
 個月の間、彪然たる數大冊を為し、歌の數は、積り  
 一て一千三百餘首の多きに上れり。その性質  
 上謂はゆるた言歌に類するものもとより多  
 けれど、佳調亦た時に之あり。且つ一一詞書を  
 さへ添へられたれば、人をして宛然一部の詳細  
 なる旅行日記を觀るの想ありしむ。その精力の  
 旺なること、まことに欽羨するに堪へたり。平生  
 の御歌は、妃並に實枝子女王とともに、毎に正を  
 高崎正風に乞ふを例とせられたり。左に勅題の

有梅川

書

親王より始め累世必ず之を兼修せられ殊に幟	書道も亦た當官家の専門にして幸仁職仁の兩	のこゑこそたかく聞こゆれ <small>(四十五年松上鶴)</small>	かみちやまいはねのまつにちよよはふたつ	てにほへりとしのたちえに <small>(四十四年寒月照梅花)</small>	さゆるよのつきのかけにもうめのはなさき	のはしめにふれるしらゆき <small>(四十三年新年雪)</small>	きみがよのひかりをそへてあらたまのとし	のみとりもいろまさりけり <small>(四十二年雪中松)</small>	あらたまのとしのあいたのはつゆきにまつ
----------------------	----------------------	---------------------------------------	---------------------	---	---------------------	---------------------------------------	---------------------	---------------------------------------	---------------------

有西川宮

加賀の水もあはれ  
 ありて今年より  
 水もあはれ  
 けしむ(三十九年  
 有河)

こところのまつこのすゑに <small>(四十一年社頭松)</small>	あらたまのとしのあさひをあふくかなかし	こそみゆれとしのはしめに <small>(四十年新年松)</small>	たいまつこまつもとにさかえゆくいろ	いはふ年のはしめを <small>(三十八年新年山)</small>	もろこの山のふ山に日のみはた立て、や	りぬとしたりにけり <small>(三十六年新年海)</small>	時しりぬあをうなはりも君か代と共にかは	にほふ君か御代哉 <small>(三十五年新年梅)</small>	ありたまの年立つやかてさく梅にいよく
---------------------------------------	---------------------	--------------------------------------	-------------------	------------------------------------	--------------------	------------------------------------	---------------------	-----------------------------------	--------------------

有西川宮

はじめ傳家の御流を  
學ばせらる

長三洲の門に入る

仁親王は明治天皇御即位の後書道の師範を主  
とし兼ねて歌道の御世話を為し熾仁親王も亦  
を同時に習字の助教を仰せ付けられたり親王  
の幼時は傳家の御流を學ばれしが明治十三年  
長三洲の門に入りせられ翌十四年英國留學の  
際にもその手本を携帯せられたりといふ中年  
以後は唐宋の書風をも参酌せられやがて獨特  
の妙を得られたり屢は依頼に應じて執筆せら  
れたる幾多の金石並に神社の匾額等に見ゆる  
大字は龍行虎歩氣勢頗る昂り銀鈎鐵畫その中

金泥法華經の筆寫

畫

自ら規度の存するあり晩年明治天皇の御冥福  
を祈るが為に病間に謄寫せられし金泥法華經  
の如きは細字極めて精妙しかも豊腴勻整たと  
へば新月の簾に入り名花の鏡を照らすが如く  
奈良朝時代の古寫に比して毫も遜色なきが如  
畫に就いては御嗜好尤も篤く晩年に至るま  
で縑素に臨ませらるゝこと數ばなりきはじめ  
織仁親王の侍臣岸雅樂介畫名當代に高く親王  
その請に因りて名字雅號を撰し岸駒字を貴然



當宮家と岸一派との  
關係

號	を	華陽	と	賜	は	り	し	こ	と	あ	り	爾	後	當	宮	家	と	岸	
一	派	と	は	そ	の	關	係	極	め	て	深	く	そ	の	弟	子	輩	に	し
て	門	牆	に	伺	候	す	る	も	の	亦	た	少	か	ら	ず	岸	駒	の	後
連	山	竹	堂	と	も	に	義	子	を	以	て	相	承	け	歷	世	そ	の	法
を	傳	へ	て	家	聲	を	墜	さ	ず	竹	堂	は	安	政	の	頃	よ	り	世
に	知	ら	れ	明	治	に	連	び	て	猶	ほ	存	在	せ	り	親	王	七	八
歳	の	頃	よ	り	す	で	に	畫	を	學	ば	れ	た	り	と	覺	し	く	稽
古	の	御	筆	跡	の	現	に	殘	存	す	る	も	の	あ	り	當	時	何	人
の	教	を	受	け	ら	れ	し	か	今	よ	り	詳	に	し	難	き	も	竹	堂
一	派	に	外	な	ら	ざ	り	し	こ	と	は	臆	測	と	雖	も	謬	ら	ざ

幼時の御稽古

繪具の用法を研究せ  
らる

日本美術協會の總裁

ろ	に	庶	幾	か	ら	む	か	そ	の	後	瀧	和	亭	よ	り	手	本	を	徴
せ	ら	れ	し	こ	と	あ	り	と	聞	け	ど	も	之	に	就	い	て	面	の
あ	たり	指	教	を	受	け	ら	れ	し	こ	と	は	絶	無	に	し	て	こ	
れ	も	亦	た	御	自	得	に	外	な	ら	ざ	る	如	し	葉	山	御	滯	在
中	御	徒	然	の	折	か	ら	な	ど	心	の	ど	か	に	丹	青	の	筆	を
執	ら	せ	ら	れ	山	水	は	寫	生	を	好	ま	せ	り	れ	人	物	は	今
様	の	も	の	最	も	趣	あ	り	又	繪	具	の	用	法	に	就	い	て	は
深	く	研	究	を	積	ま	れ	た	る	を	以	て	鋪	彩	極	め	て	鮮	麗
な	り	明	治	二	十	八	年	熾	仁	親	王	に	次	い	て	日	本	美	術
協	會	の	總	裁	に	推	戴	せ	ら	れ	し	後	は	會	員	を	し	て	斯

青西川

道の奨励に力を盡さるゝこと終始渝らずなほ  
畫に就いては子爵金子堅太郎の談話中頗る参  
考に資すべきものあるが故に之を抄出して左  
に掲載すべし。

明治三十一年頃私が葉山の別宅に滞在し居  
ると突然殿下からの御使で何日何日東宮  
殿下を松雲館即ち書に御招待して午  
餐を獻じその後餘興として筑前琵琶を御聽  
きに入れたいから金子に琵琶師を連れて來  
て貰ひたいとの仰せであつた故に早速宅の

向側に居た宗家攝智定に交渉し當日定刻同  
人を連れて参上すると御食事後紅茶を召上  
つて居らせられた時で東宮殿下を正面に  
宮及び妃兩殿下の御側には岩倉公爵廣幡侍  
従等がずりりと著座し私も亦た末席に連つ  
たやがて櫻井驛の一曲が濟むと次々に御所  
望とありて明智左馬助の湖水渡りその他二  
三段を演奏しやがて午後四時頃になつたの  
で東宮殿下は還御に成つたすると殿下は私  
に向つて用事が無くは残つて居て一所に夕

御書を拜受す

食をせよとの仰せて例の一閑張の卓子で御  
食事を頂戴した。食後殿下から先刻の畫を見  
せよとの仰せがあったので妃殿下が態  
々次の間から御持に成つて一幅の畫を御見  
せになりました。それは蓮の葉の下で鷺が水  
中に立つて居る圖取で實に立派な御筆力で  
あつた。しかもそれが御自筆の由を承りこれ  
まで御書の見事なことは善く承知して居る  
が御畫は初めて拜見したのでしばしは感に  
堪へ兼ねこれは牧溪あたりの筆意と見えま

すると申し上げると自分は畫も大分遣つて  
居るよとの御自慢で實は東宮殿下に差上げ  
る為昨日大勉強で二枚仕上げて今日御覽  
に入れた處が一枚は御持歸りに成つた。その  
時岩倉や廣幡などが残りの一枚を是非にと  
いつて所望したが彼等には繪が善く分かり  
さうにもないから遣はさなかつた。金子がそ  
んを氣に入つたり遣らうとの仰せであつた  
から天にも登る想で有り難く頂戴しどうか  
殿下の御筆といふことが誰にも分かる様に

有西川宮

落款をれて頂きたいと申し上げると直に花  
 押を書いて下された。其夏の末東京に歸つて  
 から下條正雄にも見せ、三好といふ表具師  
 に命じて相當な表装をさせた。それから此畫  
 に就いて一條の逸話がある。ある時下條の外  
 に野口小嶺、川端玉章、荒木寛畝等美術協會の  
 大家連中を私邸に招いて、その頃、お下が總裁で  
おのれが會頭であつた頃ふとした事で手に入  
 れた畫幅があるから一つ鑑定をして貰ひた  
 いといつて、その幅を床の間に掛けて見せる

前記の畫家連は唯だ恭しく一禮したのみで、  
 頓と口を開かぬので、これは妙だと思つて何  
 人の畫と鑑定するかといつて尋ねると、畫家  
 連の云ふには「これは畫師の畫いたものでは  
 ありません併し唯だの人ではない何方か知  
 りぬか」いづれ高貴の御方の御筆に違ひない  
 氣品の高いことは争はれないと云ふから引  
 れならば申すが、實は總裁宮殿下の御筆であ  
 るといふと皆々大きく恐れ入つて、一層嘆賞  
 しました。その後上野の建築協會の建物に於

青西川宮

右畫幅の出陳

て奠都五十年記念展覽會が開催された時田  
 中光顯伯の紹介状を持つてやまと新聞社の  
 松下軍治が特に頼んで来たから初めて同會  
 に出し次に美術協會の展覽會に出しつまり  
 二度出陳して寫真にも取られたことがあ  
 大正十二年九月の地震で私の家が焼失した  
 時つひ手が廻はらなかつた為にあたらこの  
 名幅を烏有に歸せしめたのでまことに遺憾  
 の極であるせめてはその寫真だけでもと思  
 つて詮索はして居るが残念ながらまだ手に

その焼失

彫刻

刀法と三橋永齋に問

入りぬ。

彫刻に就いては早くより修練を積み來つて  
 御造詣最も深かりき明治二十九年の夏舞子に  
 御滞在の折御自作の煙草盆を龍野なる脇阪子  
 爵に贈與せられしを見ればその頃すでに幾許  
 の御自信ありしはもとより論なし三十四年の  
 末葉山の別邸に在せしとき一日鎌倉に行啓あ  
 りて長谷なる一店に鎌倉彫の賣品を陳列せる  
 を御覽せられいたく御心に協ひければやがて  
 同地の彫刻師三橋永齋を態々別邸に御招あり

有 西川

御作品

永齋命を畏みて参候しけるに、刀法を傳へよとの仰せなり。因つて先づ御作品を拜見しけるに、恐縮して低頭しかほどまで御上手におはせば、格別申し上ぐることも候はずとて辭退しけるが達<sup>て</sup>の仰せなれば、黙<sup>正</sup>し難く淹留<sup>凡</sup>三日<sup>三</sup>知れる限りの事を言上せし後、御暇を申し上げたり。親王の御作品は入神の妙、洵に言説すべからず。動植の如きは、さながら生動するが如く、しかも韻致の優秀なるも、とより尋常工匠の庶幾するところ、に非ざるなり。

正齋

後に欽堂と名の

親王の別號

鍛刀

鍛刀の沿革

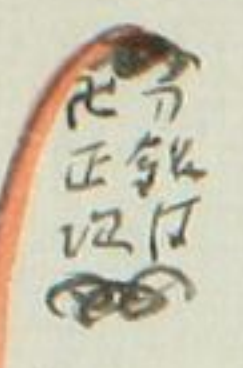
親王は別號を欽堂といひ、書畫彫刻などの題、欽には毎に之を用ひられたり。鍛刀は晩年初めて著意せられしところにして、即ち舞子別郎御療養中の事に係る。顧みれば、天朝もと武を以て國を建て、古<sup>リ</sup>へ細<sup>リ</sup>戈<sup>リ</sup>千<sup>リ</sup>足<sup>リ</sup>國の別稱さへあり。従つて鍛刀は我が國獨得の絶技にして、その作物の銳利なること、坤輿萬邦終に其比なきと稱せらる。天國の遠き昔は、姑く措き古備前より元暦の盛を經、一轉して鎌倉時代に入るや、相州長船とものに名工を出せしが、南北

朝より戦國に至る間は、需要の急に應ずるが爲に、自然濫造に流れ、觀るべきもの多からず。慶長以後は、大坂、肥前、殊に名あり。元祿、延寶の間、重ぬて一時の勝を擅にせしが、徳川氏の中世以後は、幕政の衰頽と共に、この技亦不振はず。化政の頃、水心子正秀あり、新新刀と稱し、刀姿鐵色、巧に古作を摸すと雖も、實は外觀のみ。弘化、嘉永に互りて、源清磨の作は、古相州の上作と見まがふ程にて、又時に志津兼氏に似たるものあり。莊司直胤は、備前風の鍛風に長じ、刀身に種々の彫刻を施す。

明治時代に於ける此技の衰頽

櫻井正次

明治時代の刀工



し美觀を極めたるを以て、その特徴と爲す。明治に至りては、興國の新氣運に乗じて、斯技も亦た復起すべき筈なり。しに、その然らずして、衰頽の極に達せしは、帶刀の俗を革め、且つ泰西の戦術を旨として、短兵の接戦を爲さず、刀劍の使用殆んど廢絶したるに因る故を以て、篤意古を嗜む。二三の耆宿以外は、絶えて其技を傳習するものあらず。直胤の門に、堀井胤吉あり、他に、月山貞一、官本、包則、櫻井正次等、その翹楚と稱せらる。貞一、包則は、夙に帝室技藝員たりしが、獨り、正次は、此

有西川宮

武十六日には打初式を舉行せられ翌年七月  
 如神殿と命じて御自筆の匾額を掲げらる  
 正次は命じて専心鍛刀に従事せしめ又時々  
 鐵鎚を手にして鍛鍊の勞を分たれしことさへ  
 あり尊貴の御身を以て親ら斯技を習得せられ  
 しもの~~を~~前にしては後鳥羽院天皇ありこれ  
 を後にしては獨り我が親王あるのみ正次は親  
 王の薨去に至るまで滞住六年の久しきに及び  
 ければその間の製作は十を以て數ふべき程な  
 れども親王は大抵他に贈與して毫も吝惜せら

親王の鑿<sup>明</sup>と殊遇

正次を舞子別邸に聘せ  
らる

輩と實力相敵するに拘はらず聲譽一等を輸し  
 遂に不遇の嘆あるを免れずわが鍛刀史の最終  
 の頁を飾るべきこの有數の名手を閭巷の中よ  
 り簡拔し眷顧備さに至り十分に其技倆を發揮  
 して不朽の作品を出すを得せしめしは職とし  
 て親王の明鑿と殊遇とに由らずむばあらず明  
 治四十二年九月親王の病を養うて舞子別邸に  
 轉地せらるや翌十月正次を~~召~~召し寄せ  
 邸内に住宅を賜はり又これに鄰りてその指圖  
 通りなる鍛工場を新設し十二月十四日には開場



英國皇帝に刀一口を贈  
呈せらる

れず御自作も亦數十口に及びその自り上品を  
以て許されしものは欄助の銘を刻するを例と  
せられたり。四十三年三月別當平山成信が日英  
博覽會の用務を帯びて英國に渡航せむとする  
や御暇乞の爲り一日舞子別郎に伺候しけるに  
親王大に喜び之に托して英國皇帝に新鍛の一  
刀を贈呈せられむとせり。やがて拜辭して東京に  
歸りしにその翌日親王より申し忘れたること  
ありとて態々同人に宛て、親書を賜はりその  
中左の一節あり曰く

新刀の奉納並に献上

お向の御山別名は  
美り富家山別名は  
けり山別名は  
新刀の奉納並に献上  
の御山別名は  
美り富家山別名は  
けり山別名は

昨日面會ノ節英國皇帝ニ刀劍贈進ノ件依頼  
致セシが其折ツト申シ忘レシ事有之日本刀  
ハ承知ノ通り種々ノ試シ法有之候ヘドモ外  
國ノ試シ法ニテハ唯ダ一ツ之ニ適セザルモ  
ノアリ若シ皇帝ニ於テ其試シ法ヲ行ハレナ  
バ甚ダ遺憾ニ付奉呈ノ節忘レズニ陳述相成  
度候ソハ刀ノ帽子ノ處ヲ何カ物ニ當テ、折  
ルガ如ク引ク仕方ニシテ日本刀ノ使用目的  
トハ全然相容レザルモノニ候

次いで同

刀一振を湊川神社に奉納し又御

親王の御趣旨

たのび知て為々その他成ばかりた  
 るれるる聞に一へ一他つかりであ  
 武士道との間に須臾も離るべからざる特  
 間は器具視せず我が国民の精髓  
 親王が刀剣を愛玩するの極に及  
 せよと毎々御沙汰があつた  
 一書き留めて置き又帰つた上で話し  
 所蔵の刀剣を見せて貰ひ参考の  
 時など餘暇が有つたなり方  
 されたとしあつた私が東京そ  
 御自身で鋳を御取りに  
 打つ處を御覽に成る

正次の談話  
 二十一月皇太子御舞  
 子御舞に御座る時  
 海軍の御舞長剣と  
 送るものと御座る  
 御座るものと御座る

自作の直又焼短刀と共に御剣二口を明治天皇  
 に献上せられしことはすでに前に述べたるが  
 如し次いで昭憲皇太后にも獻せられたき思召  
 にてすでに箱までも調製せられしが親王の薨  
 去に因りて果さざりき伊東祐亨出羽重遠等海  
 軍の諸将官も亦た之を拜戴して今に珍藏すと  
 聞く正次かつて人に語りて曰く  
 刀剣は武士の魂であるから鍛刀の技術を百  
 代の末までも傳へぬばならぬといふ親王の  
 御考で私の如き未熟な者を御近づけに成つ

臥龍菴の創立  
 此の地は伊三郎の  
 邸に於て其志を諒とし若干金を添へて引渡され  
 し且つ江戸七世草履  
 けいばえを伊三郎  
 の重寶を寄すも  
 の亦た少からず  
 親王の御木像を安置せり樓下の入  
 しに樓上には親王の御木像を安置せり樓下の入  
 口に掲げたる關の一字は禪家の真旨に屬しも  
 宗般の本象は他  
 七身は同人の作  
 係る正次の本象  
 田中右衛門尉

ろあり地は爽塹に據りて風光絶佳畿甸の山河  
 悉く指顧の中に在り六年菴室はじめて成るや  
 宗般より如神殿の下附を願ひ出でしに宮家に  
 於ても其志を諒とし若干金を添へて引渡され  
 しに因りて之を菴室に  
 は親王より賜はりし品々を擧げて  
 宗般も亦た之に倣ひ寺寶を併せて樓下に陳列  
 し樓上には親王の御木像を安置せり樓下の入  
 口に掲げたる關の一字は禪家の真旨に屬しも  
 と親王より正次に賜はりしを正次これを圓福

有西川宮

殊の關係あるを認め延いて鍛刀の技を尊重せ  
 りれこれに保存して長しへに後世に傳へむと  
 の高見卓識に本づくことを大正二年七月親王  
 の館舎を捐てりるや正次哀悼の情自ら禁ず  
 ること能はず親王の盛意を不朽にせむが爲に  
 規畫すでに年あり遂に地を京都府下八幡園福  
 寺の境内に選定して一菴を建立すること決  
 したるに同寺の住職にして大徳寺の管長たる  
 見性宗般は親王と法縁淺からず又正次と深く  
 相知るは以て之を快諾して百方周旋するとこ

有西川宮

その他の小細工

陶窯

製圖

寫真

陶窯にも亦た御趣味あり手づから土を捏ね	て茶碗皿鉢などを造り又その上に書畫など物	せられしがいづれも雅致に富みこれを拜受せ	しものは十襲寶愛して措かずといふ	製圖は學生時代中熱心に修得せられしこと	あり三年町の本郎は親ら調製せられし圖面に	基づきて起工せしものに係るといふ又寫真に	も御趣味ありければ御旅行の時など屢ばカメ	ラを携帶して隨處に撮影を試みられたり	かくの如く何事にも御器用なりしかば工夫
---------------------	----------------------	----------------------	------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------	---------------------

香林  
好む

△  
昭和十一年十月  
香林の遺言に  
徳川を好む  
香林の遺言に  
徳川を好む  
香林の遺言に  
徳川を好む

正次  
浄地  
香林  
好む

寺に寄附せしに因り同寺に於ては挂幅として	保存し影刻を木製の匾額としたるなり次に樓	上の楯間に掲げたる臥龍の三字も亦た親王よ	り正次に賜はり	の住居より此に移せしものなり仍つて	親王の深慮を知悉せしめ且つ尚武堅實の氣風	を振作するに資し洛南の地に儼たる一個の勝	蹟を添ふることなれり
----------------------	----------------------	----------------------	---------	-------------------	----------------------	----------------------	------------

有  
和  
川  
宮

軍艦の模型を東宮殿  
下に献上せらる

を凝らしして製作せられしものも亦た少からず。  
何時の頃なりしか材料の蒐集より細工に至る  
まで毫も人手を借らず軍艦**林来**の模型一個を  
造りて東宮殿下に献上せられしことあり。その  
工の精**緻**にして堅牢なる觀るもの驚嘆せざる  
はなかりきといふ。

御人格を偲ぶ便

第二十四章 軼事十數則

親王の軼事として世に傳ふるもの少からざ  
れども事實に違へりと思はるゝも往々にして  
之あるを免れず。今高潔俊**英**なる我が親王の御  
人格を偲ぶ便とまゐるべきものを擇んでこゝに  
附記し以て本書の終局と為さむとす。

御乳人野口かつ

文久二年御誕生の當時より参殿し親王三歳  
の時まで御乳人の役を勤めしは京都上賀茂の  
農野口かつといふものなり。親王は同女の懐に  
乳房を探らせ給ふ頃より慈悲の御言葉をかけ

無上の慈愛

王は毎に之を止めさせて老人は左様の事致す  
 まじきぞたゞ安らかに居るとして何事に就けて  
 も<sup>給</sup>はり<sup>給</sup>へり次いで同女が須磨<sup>院</sup>に病  
 を養へる時には御召用の白羽二重の大蒲團ま  
 で下<sup>置</sup>か<sup>れ</sup>ることあり同女はかゝる無上の  
 慈愛に浴しながら遂に同院にて身まかりけれ  
 ば親王は<sup>嘆</sup>か<sup>せ</sup>給ひ遺族野口馬吉に多  
 分の御下賜金ありて同女の亡き跡を<sup>懇</sup>に弔は  
 せ給へり。

明治二年五月京都御所南門の前なる新郎の

有西川宮

させられ父宮より賜はりたる御菓子なども御  
 自身には餘り召し上らず乳母に取りせよとて  
 下し賜はるが常なりき親王東上の際同女は家  
 事の都合にて御暇を乞ひ<sup>里</sup>に老を養<sup>ひ</sup>  
 て<sup>深</sup>く其身の上を<sup>案</sup>じさせ給ひ年々少からぬ  
 御下賜金あり殊に舞子別郎御静養の後同女  
 を召して永く此郎に留まれとの恩命あり同女  
 は終日無為に暮らすはあまりに勿體なしとて  
 時には御廊下や御庭の掃除を為しけるに親

有西川宮

竣工するや親王は懺仁親王に従<sup>つ</sup>、<sup>つ</sup>舊宮徳宮と  
 ともに、夷川の芳井御殿より同處に移居あり。そ  
 の頃親王は御年七つにして丸々と肥<sup>せ</sup>り、常に  
 活潑なる遊戯に耽<sup>ん</sup>らせられたり。御手習など、奥  
 祐筆<sup>を</sup>勤<sup>む</sup>むる女房が御教<sup>を</sup>授<sup>け</sup>るを喜び  
 給はず、そこ<sup>に</sup>片づけ近侍の者に向ひては  
 馬<sup>に</sup>なれ<sup>し</sup>とてやがて室中を乗り廻して、樂  
 み給へり。御玩具は人形の類、殊に多く分<sup>せ</sup>ても、鑑  
 兜<sup>に</sup>身を固めたる騎馬の五月人形は、いたく御  
 氣に召し、時には御自身を古名將に、近侍の者を

一一他の大將に擬<sup>ら</sup>へて遊び給へり。されど室  
 内の玩具遊びよりも、<sup>園池に</sup>戶外の遊戯を好  
 ませ給ひ、御庭に飛び降りては、隠れ二坊などし  
 て打興じさせ、紙凧揚げも、殊の外御好<sup>なり</sup>き。又  
 田中村なる<sup>園池に</sup>柳御殿には、父宮とともに數  
 ば成らせられ、<sup>園池に</sup>御庭には、大<sup>き</sup>なる池あり、<sup>舟を</sup>  
 三<sup>は</sup>こ<sup>に</sup>小舟を浮べ、小さき御手に棹を握ら  
 せ給ひしことも珍らしからず。後にして思へば  
 後年海軍に御勤務あらせらる、程ありて、舟遊  
 には、いつもの御機嫌麗はしかりき。

有西川宮

海軍兵學校 御在學中の事をり會ま西南の  
 變起りて都鄙騷擾殊に甚し往々此の戦果に同情を有するものありりければ教官山  
 田某は生徒一同に對し亦上は文を西郷隆盛に與ふる書  
 といふ題を課し即席に一文を作らしめたる  
 親王の作は堂々數千言論旨善く透徹し用筆  
 極めて爽利實に全生徒中第一の傑作なりきそ  
 の大要は隆盛が維新の鴻業を翊賛して大功あ  
 ることは固より多言を要せず然れども兵戈を  
 執つて王師に抗する罪をはその理由の如  
 何に開せず断じて許容すべからず隆盛たるも

の宜しく自ら省みて過を悔る罪を謝し大纛の  
 下に降伏すべしといふに在りこの時親王志學  
 を踰ゆること僅に一年しかもこの大識見あり  
 その天資の高きこと以て概見すべし  
 親王が英艦アイヨンデューク號に搭乗して  
 第三次遠航の途に就かせらるゝや明治十三年  
 七月十七日三十九函館より小樽に向つて出港しける  
 に三十日早曉奥尻島附近に於て暗礁に乗り揚  
 げたり立傷の時艦長を始め艦員一同死力を盡し  
 漸く危境を逃れやがて英佛兩國軍艦の援助



ササの風物

れしが未だ旬日ならざるに親王帰郎し給ひ随  
 従の者より委細申し上げけるに熾仁親王は  
 領かせ給ひげにさもあらむ威仁は決し  
 て日本の面目を落すが如き振舞を為さず必ず  
 英人をして驚嘆せしめしならむと仰せられ  
 いたく御満足の御氣色なりき。

明治二十七八年戦役の當時廣島附近にては  
 我事國の遠く西行  
 今度我々西行の爲なり是非がなとい  
 ふサノサ節流行し旗亭畫樓燈紅緑酒の間必ず  
 之を歌ひけるが親王聞こし召されその文句あ

有西川宮

熾仁親王の御言葉

親王の御働き振り

を得て八月二日、社中 辛くも離礁して函館に帰  
 港しけるが、社中 親王の御働き振りは敏捷  
 と稱へまつる外なく、狂言 雨の狂ふ波の甲板  
 を洗ひて、女官 士官室に籠り居てなに物凄く覺ゆ  
 るにも拘はらず上甲板に立つて勸聲叱咤部下  
 を指揮させ給ふ英姿を見ては世界の海面を我  
 が物とせる英國の将卒等も感嘆を禁じ得ざり  
 といふ。英艦 熾仁親王は東京にて由を聞  
 かせられ威仁は如何にせしか英國の士官と伍  
 して引けを取らぬ程の働きを為せしかと仰せら

有西川宮

は	まりに鄙俗にして聞苦しとて自ら作り給へる
	今度我々國の為め
	遠く隔て、行くとても
	大御心になむなば
	何ぞ惜か <sup>あ</sup> 我が命
	<sup>あせ</sup> めて <sup>あせ</sup> 盡くせよ大君に
	<sup>あせ</sup> めて <sup>あせ</sup> 盡くせよ大君に
	といへるなりき <sup>あ</sup> 後橋立に御坐乗の際柴山司令
	長官等より從來海軍にて採用せし別れの歌は

何となく鄙猥にして面白からねば是非を賜は
りたしと願ひ出でしに親王 <sup>あ</sup> 給ひ <sup>あ</sup> 數日の
後未定稿ながら <sup>あ</sup> とて示されしは矢張この歌
なりき <sup>あ</sup> 仍て直に樂長に命じて之を唱へしめた
るに善く樂譜に合ふ聲調高爽なりければ爾後
わが海軍の別の歌として毎に吹奏 <sup>あ</sup> るとぞ
この戦役 <sup>あ</sup> 中 <sup>あ</sup> 親王が <sup>あ</sup> 松島 <sup>あ</sup> 艦長として渤
海の波高く寒さ身に染むあたりに御活動あら
せられ <sup>あ</sup> 拔群の御功績ありたるは普ねく人の知
るところ <sup>あ</sup> なり <sup>あ</sup> 戦局終 <sup>あ</sup> つて <sup>あ</sup> 後 <sup>あ</sup> 目出たく凱旋して

西川

凍れる鶏卵

御帰郎ありしとき、  
處に赴きて苦みたるが鶏卵の凍れるを食せし  
時のみは何とも云へぬ美味と覺えたりと仰せ  
られしとぞ。

海岸御散歩

葉山の別郎に渡らせらるゝ頃侍臣を従へて、  
朝夕一色の海岸を御散歩あり。貝拾ふ蟹の子を  
どもにも親しく御言葉を懸けさせられ種々の事  
を問ひ試み、下情を聞こし召さるゝを、  
こよなき御慰となし給へり。ある時御用郎附近  
の海岸にて齡七十に垂んとするむらけき媪の

むらけき媪

弓なす腰を伸ばしてたどくしく沙路を過ぎ  
行くを見そなはし侍臣に彼を呼び留めよとの  
仰せありやがて懇に身元を糺さしめられしに、  
媪は、  
る調子にて私事は三浦郡中西浦村秋屋の百姓  
梶谷太郎左衛門の妻久と申すものにて宅には  
自分等夫婦とともにも三夫婦揃つて暮らし居れ  
りと答へければ親王は、  
事なり予は此あたりには、  
出たさに類かりたければ他日迎ひの者を遣は

さむとき必ず音づれ具れよと仰せあり。ちか  
 日を経て右の夫婦を召させられしに初めて貴  
 御方と知りたる老媪は恐懼して措くところ  
 を知らざりしが仰に戻るべくもあらねば連れ  
 合の翁を促かし垢かぬ衣類を引きまとひて  
 別邸に伺候しけるに親王は懇に御座間近の客  
 間に招き入れしめやが手厚き御饗應ありか  
 老夫婦が御前にて飲食する状を御覽し  
 殊の興ありさせ給ひ。数多の物を賜りしに  
 賜はし。老人の徒歩は苦勞なるべければ

りには車を遣すべしとて二臺の新らしき人カ  
 車を御玄關まで曳き來らしめしに老夫婦は初  
 めて乗車することゝて蹴込の美しきに肝を消  
 し親王がそれには及ばずと再三仰せられしに  
 拘はらず草履穿きにては勿體なとして跣足の  
 儘に乗車せられ入つて退出し。數日の後御禮  
 の印にとて一尾の松魚を持参せしに生憎親王  
 御帰京の後なりき。老夫婦は是非今一度  
 拜謁して御禮を申し述べむと樂み居たるが數  
 年の間に相踵いで病歿せり。今は其倅の某とい

家門の光榮

が相續して一家愈よ榮えけるが  
時の事を語り出で家門の光榮として矜り居れり  
とぞ

明治三十年頃時 内藏 渡邊千秋本郎に

伺候し談會ま古今の人物世道の盛衰に及びけ

渡邊千秋に閱歴を問はせり

るに親王は固辭す 千秋 の經歷を御下問あり

あまりに辭み奉るは禮に非ずとてその生涯に

於ける幾多の起伏波瀾を洩れなく言上せしに

親王はいたく興がらせ給ひ兄弟ともに名の聞

はせり

夜雨聯林の額

こゝたるは 千秋 卿と渡邊昇岩村通俊との三家なり  
とは兼ねて聞き居たるに今日圖らずも卿等兄  
弟の生立家庭の状況などを聞きて耳新しく覺  
えは更に言はず話の中に参考となるべき  
ことの多かりしは洵に満足の至なりと仰せら  
れやがて夜雨聯林の四大字を揮毫して賜はり  
ければ 千秋 は有り難く頂戴し匾額に仕立て、  
大磯別荘の楯間に掲げ仍つて同所を夜雨荘と  
號したり夜雨聯林は東坡が其弟子由に贈りし  
詩句に本づきこの場合に適切なること申すま

親王と李王世子との関係

でもなし。

朝鮮の世子李垠殿下の親王に於ける我が皇族中最も関係深き御方なるべし。親王は明治四十年十月今上陛下の尚ほ東宮にて在せし頃陪従して朝鮮に渡航せられ、世子はこの時初めて我が皇族に會見せられしことなればその御印象の極めて深かるべきこと言を俟たず。當時王世子は御年十一に、伊藤公より御留学を懇請してはるゝ。東京に御出で、親王は王世子を慈みて我が子の如

李王世子翁島別郎を過ぐ

親王

く愛せられ従つて御會見の機会にも乏しからざりしがその最後は翁島別郎に於ける御清遊ならむと察せらる。四十二年八月王世子は暑中休暇に、翁島別郎に御見學旁伊藤公に伴はれて東北地方より北海道まで御巡遊あり。その時親王は翁島別郎に御滞留ありければ王世子は翁島別郎に立ち寄りて二泊せられくさくの御物並に御催しまどあり。王世子は既に御年十三に成らせ給ひ日本語も十分御上達ありしかば相互の御満足も亦た一しほ見奉らせたり。

同月世田

自動車にて若松まで  
遠乗を試む

日親王は王世子並に伊藤公を載せ手づから自  
動車を操縦して若松市まで遠乗を試みられた  
る。王世子は初めて自動車に召され  
ることゝしてその急速力にて駛走すること如何  
にも心地よく且つ把手ハンドルを左右に廻轉させて自  
由に扱はせらるゝ親王の技術が羨ましく堪  
まらずはては自ら馭者臺に出で喇叭を打振り  
笛フエを鳴らしなどして打興せられしが聊か心  
に安ぜぬ様にて親王の氣色を窺はせらるゝこ  
と度々なりければ親王は王世子の御心根を察

伊藤公の以終

しやがて之を御自身の前に乗せ詳しく把手の  
説明などを為して聞かせられしに王世子の喜  
びは非常なりきこの夜湖天の月明に對して宴  
を催されしに伊藤公は親王の近製に次韻して  
左の二首を奉呈せり。  
皇化周宣幸土濱山中亦見有龍賓漁莊樵屋連  
金殿萬歲時聞迎聖辰  
煙波浩蕩大湖濱山媚水明迎好賓天鏡閣中龍  
種會追陪吾亦祝佳辰  
やがて公は親王の御望みに因りて之を大畫箋

親王の事

紙に揮毫して獻せられしにその後舞子の別郎  
 に保存せられしと聞く親王の原作はこの月、  
 侍講三島中洲が同別郎に伺候しやがて辭し  
 去りむとするに際し口占して同人に贈られし  
 ものに係る曰く  
 遠方來訪猪湖濱涼氣吹迎鶴髮賓只惜逗留日  
 誠短更期餘暇再遊辰  
 中洲の次韻奉答の作に曰く  
 天鏡閣高湖水濱野人來作掃門賓嵐光波影涼  
 風三日不知秋熟辰

如來ありて  
 世にありて

親王が晩年病を養うて別郎に移居せられし  
 後も王世子との間には物品の贈答など決して  
 絶ゆることなかりき  
 明治四十一年十一月神戸に於て觀艦式を擧  
 行せらるゝや舞子別郎を行在所に充てられし  
 に因りて親王は左海屋に滞在せられ参候の為  
 め平山別當を従へ徒歩にて赴かれしにその途  
 中一個の農夫重げに荷車を曳きて後より來り  
 しが高貴の御方と拜察しけるにや故に遂巡  
 して進み兼ねたる様なり親王は早くも御目を

舞子



舞子の左海屋

留めさせられ別當を顧みて遠慮なく先へ参る  
やう申せと仰せられ自ら路傍に避けてその  
車を通されければ農夫は幾度か拜謝して立ち  
去りしとまむ

舞子の左海屋は萬亀樓とともに同地随一の旅館として世に知  
られ殊に百五十年來繼續せる舊家の事をれば萬亀樓のハイカラ的な  
るに比して質素の古風なかくに床しく欄に倚れば淡路島山手に取  
らむばかりにて波光碧真帆片帆の行きかふ景色畫も及ばず明治二十年  
の末熾仁親王同地の別邸新設を計畫せられしより御出入の恩命を拜し  
光榮の上なき事と誠意を旨として御用を足し居たり

分散の噂

無條件にて大金を融通  
せらる

りしが打續く不幸の為め負債愈よ嵩み次第に  
家計不如意となりはては分散の噂さへ傳へら  
れたり親王は近侍の者より其由聞こし召され  
そは不愆の事なり如何程の負債にや當所の物  
を失ふは可憐しきことなり回復には幾何の金  
子を要するぞと仰せあり仍つて侍臣より千萬  
三千万ありば事足るべし候はかと御答申し  
上げたるに親王はいと易き事なり早々右の金  
額を無條件にて融通して取りせよと世に有  
り難き御説ありやハて侍臣より其旨を左海屋

盆裁を賜ふ

親王の御起居を伺ひしに御機嫌斜なりす直に御傍近く召寄せ給ひ種々御物語の末御は盆裁に嗜好淺からずと聞く予も亦一鉢を有り今御に贈るが故によしなに手を加へて愛護せよと仰せられやがて侍臣に命じて搬び出さしめられしを見れば松の盆裁にて雙幹苔古くその仕立の見事なる一目して世にも稀なる逸品とは知られたり親王は如何にや宮相よき盆裁ならずやと仰せられければ宮相は飛懼持

有り難く拜領しやがて旅館に

に運せしは同家にては恐懼措くところを知らざりしが折角の仰せに戻るは却つて罪得がましきことなりとて早速御受に及び御恵みの金子にて一切の負債を果たし更に諸設備の改善に心を用ひければたとへば枯木再び花さく如く遠からずして半倍盛運を見るに至り宮家御用の旅館として愈よ世に聞こゆることなれり

明治四十四年の春官命を帯びて關西地方に旅行しその途次舞子別邸に参候して

西地方に旅行しその途次舞子別邸に参候して

なれり  
梅の盆裁  
宮命を帯びて關西地方に旅行しその途次舞子別邸に参候して

宮家御用の旅館として愈よ世に聞こゆること

く遠からずして半倍盛運を見るに至り

に心を用ひければたとへば枯木再び花さく如

子にて一切の負債を果たし更に諸設備の改善

しきことなりとて早速御受に及び御恵みの金

ざりしが折角の仰せに戻るは却つて罪得がま

に運せしは同家にては恐懼措くところを知ら

あり難く拜領しやがて旅館に

造り物の松

逸馬門内に入る

持ち帰り頻りに見惚れたる末枝先より葉まで  
 を精細に調べたるに真の松の盆栽と思ひきや  
 全く造り物の松にして極めて巧に絹糸にて製  
 したるものなり宮相は再び驚き翌日参上し  
 て厚く御禮を申し上げたるに親王はいしくも  
 擔ぎ終せたりとてしばしば呵々大笑せられし  
 とぞ

舞子御靜養中の事なりある日一頭の逸馬門  
 内に暴れ込み勢すさまじく庭園を駈けめぐり  
 て見事に咲き揃ひたる花卉の類を無殘にも蹂

馬糞の前金を賜ふ

みいしなほ狂ひ廻はりて止まず飼主の中村某  
 といへる農夫跡を尋ねて此處まで來りしもの  
 から手の付け様なければ唯だ恐れ入つて眺め  
 居るのみなり。親王は家從等を召し具し  
 て其處に來給ひしが止めらるる馬の為すが儘に  
 せよと仰せられしにやがて馬は疲労の極自ら  
 靜まりてしたゝかに糞を落としけり親王は家從  
 を顧みて馬糞は園藝に最も必要なる肥料ぞか  
 しその者に命じて一年間馬糞を運び入れしむ  
 ることゝしその價を前金にて取らせよと仰せ

有西川宮

有西川宮

貧苦の學子童に學資  
を給せらる

られて遂に跡なく成りぬるとぞ  
親王は學才ありて資力に乏しき少年輩を憐  
ませ給ふこと一方ならず月々の學資より四季  
の仕著まで支給して専心勉學せしめられしも  
の十五六名の多きに及び神戸高等商業學校生  
徒森廣三郎京都市立商業學校赤山乙市神戸第  
二中學校生徒前田浩三垂水高等小學校  
萬木彌三郎などその重なるものなり赤山乙市  
はとに至りし経路に就いて語りて曰く私は  
もと島根縣の生れなるが家事上の都合宜しか

自然に飛散

られしかば家後は畏みて目錄を調製  
飼主に與へけり飼主は心に譴責を期せしに俄  
に恩賜に與りしこととて驚喜して措かず幾度  
か御禮を申し上げ馬を引き立て、帰るその後  
毎日馬糞を搬入して怠らざりければ一年の後  
には山と積み上げたり家後は大に驚きその處  
分方に就いて伺ひ出でしに親王は微笑ませ給  
ひ棄て置き棄て置き風<sup>の</sup>為に飛散して  
自然に肥料となるべしと仰せられしがその御  
言葉に違はずこの奇異なる山は次第に削り去

御心

て申し上げたるに宮様には深く御心に感ぜられ憐むべき青年よとの仰せありしよしに聞きぬその後例の如く商品を背負うて中村樓に立ち寄りしに一人の紳士つくと私の顔を眺め五圓餘の品物を買ひ取り呉れしことあり間もなく宮様御家従の一人より是非養子に成つて呉れと申し込まれしかば世にも稀なる御厚意と浪りに人の世話には成らぬといふ平生の決心との扱扱みに少からず胸を苦しめけるが結局風志に反すればとて達つて之を辭退せ

らざる為め十五の時郷里を出て神戸、大阪、京都の各地に流浪し日傭人、足新聞配り、牛乳配達、人力車夫など各種の勞役に服して少しばかりの貯蓄を為しやがて京都市立商業學校に入學しけるが寸時の餘閑とはなく石鹼化粧品など商ひて學資を補足し依然として苦學生の境涯に在るを免れざりきある時學友の母なる祇園の旅館中村樓の女將舞子の御別邸に伺候せしに宮様には御話の末近時青年氣風の頽廢を慨かれしかば女將は私を苦學生の實例に取り

有柳川宮

有難き事

萬感胸に満ちて

が如き想を為し萬感胸に満ちて覺えず御前に  
泣き伏しぬと萬木彌三郎（い）元と宮家（に）  
某の遺子なるが某が京都に歿  
せし後はその母の手一つにて辛くも育て居た  
り親王不圖その由を聞こし召され近侍の者に  
そは不慮の至なり早速彌三郎（に）を引取り  
て修業せさせよとせし有り難き御説ありや  
て當年八歳なる彌三郎は舞子別郎に召し寄  
せられ程近き垂水尋常高等小學校に通學せし  
められたり親王はこの上にも同人の将来に御

有難き事

有難き事

り然るに未だ數旬ならざるに宮様より私を憐  
んで學資を支給せらるといふ有り難き思召を  
蒙ることとなり次いで御別郎に参りて初度の  
拜謁を仰せ付けられたりその後暑中休暇に際  
し重ねて参候したるに宮様には御側近く御召  
しに成り苦學生の多數は健康を損じて早世す  
と聞くされば第一健康に心がけよ獨立の志を  
遂げざりしよとて笑ふものありともその笑ふ  
に任かせよたゞ他日の大成を忘るゝまとの辱  
き御訓誡を受けて私は眞實の嚴父に接したる

有難き事

に別れ目下祖父母の世話に成り居る身なれば  
 小學卒業の後は手助を致すこと、成るべし。都  
 合つかば海軍軍人と成りたき志望に候と御答  
 を申し上げたるに親王には彼の其身の上を憐  
 ませ給ひ海軍軍人として立身せむには中學を  
 卒業せでは叶ふまじきぞとて即坐に家扶を祖  
 父得三郎の許に遣しこれをも別郎に引取らせ  
 やがて神戸の第二中學に入學することゝなれ  
 りこの二人は親王の惠を受くること殊に深か  
 りければ薨去の事を聞くや相抱いて悲嘆の涙

少年の志望を問はせ

前に召され汝は將來如何なる職業を擇ぶかと  
 てその志望を御尋ねあり浩三は六歳の時兩親  
 る親王にはたと出合ひたり親王は浩三を御  
 りて大玄關の前を通りし折しも御散歩遊ばさ  
 の想を為せりある日二人は温室附近を遊び廻  
 郎に出入し彌三郎と睦み合ひてさながら兄弟  
 三郎の孫浩三といふ其選に當り浩三は屢は別  
 聞こえある舞子公園大西別荘の留守番前田得  
 りければ校長の推薦にて學術優等品行方正の  
 心を注かれ然るべき學友を定めよと仰せあ

有相川

靈柩に扈從

若宮裁仁王を思ひ出て  
させらる

喜久子姫

を過りあふがせめては、靈柩に扈從として、東京ま  
 で赴かむと決心し、その旨を兩妃殿下に申し上  
 げたるに幸に願意を聞き届けられしかば、殊勝  
 にも本邸まで御供を致しけるとぞ。  
 舞子御静養中は御手當至らぬ隈もなかりし  
 かど、若宮裁仁王は先づ薨去せられしこと、て事に  
 つけ物に觸れては思ひ出でさせ給ひ定まりた  
 る運命と思ひ諦め給ふものから御心の淋し  
 さ堪へ難く見えさせ給ふこともげに數々なり  
 きざれば、徳川公爵夫妻が長女喜久子姫を具し

親王の慈愛

て御見舞の為に來郎ありし時など御喜びは非  
 常にて平生沈み勝ちなる御顔もこの時はかり  
 は晴々しく拜まれたり。その時喜久子姫は四歳  
 の可愛盛りなりければ唯だ一人なる御孫の事  
 とて御寵愛一方ならず喜久女とと操し給へ  
 ば姫も亦たお祖父様とと殊の外懐き真給  
 へり。公爵夫妻は姫を親王の御側より離し参ら  
 するに忍びず且つ妃の御言葉もありければ遂  
 に姫を留め置きて一先づ東京に帰られけり。こ  
 れより姫は別郎に在りて晝の間は絶えず親王

有西川宮



親王の薨去

の御側に侍し片言交りに御病苦を問はるゝも  
 のちつとく且つ愛りくいかばかり心の御慰  
 とは成れりけむ親王は薨去の兩三日前までも  
 姫の笑顔を愛でさせ給ひし程なれば姫は親王  
 が永<sup>と</sup>久<sup>は</sup>の眠に就かせられしことを妃より言ひ  
 聞かせらるゝも幼心に解せむ由なく相變らず  
 慕ひ参らせ悲報を得て俄に西下せられし母君  
 實枝子夫人に伴はれてその後二度までも親王  
 の御亡骸を拜せられしが御船入を行はれしは  
 姫が卧戸に入られし後なりきされば翌朝御目

喜久子姫の追慕

覺とともこれをお祖父様の御覽に入れやう  
 とて楓の如き手に前夜お附の女中が作りて進  
 らせし白紙の折鶴を持ちて御病室に駆け入り  
 親王の御姿の見えぬを訝りてか頻りにお祖父  
 様と泣きむづからるゝ様目もあてられず  
 實枝子夫人は妃の御許しを受け<sup>て</sup>實<sup>の</sup>御居間に  
 伴ひ行きたるに姫はお祖父様は何處にと  
 問はれければ實枝子夫人ははふり落つる涙の  
 下よりお祖父様は遠いゝ處へ御出で遊ばす  
 為にこの箱の中に入らせ給へりと言ひ聞かせ

○有栖川宮略系圖

後陽成院天皇第七皇子

好仁親王

御母中和門院近衛氏  
三宮一號七宮 初藤濟祐

妃 寧子

德川秀忠女寶實德川忠直女

後水尾院天皇第六皇子

良仁親王

御母東福門院德川氏寶逢春門院攝等氏  
秀宮後踐祚後西院天皇

明子女王

御母妃寧子  
良仁親王妃後西院天皇女御

女王

御母妃寧子

られしに姫は不思議さうに御柩を打守られし  
 がやがてもうお難は言はぬ程にお祖父様を早  
 く御箱の中より出してよと迫まれし時には居  
 合はす人々互に顔を背けたりとなむ。

有栖川宮

後西院天皇第二皇子

幸仁親王 御母東三條局清閑寺氏  
二宮一號多賀宮

幸子女王 御母家女房某氏  
英宮東山院天皇中宮承秋門院

易子女王 御母家女房某氏  
淑宮西本願寺光性室

**東山院** 正仁親王 御母家女房某氏  
多嘉宮

**東山院** 尊統入道親王 御母家女房某氏  
淳宮一號岡宮知恩院門跡

靈元院天皇第十七皇子

職仁親王 御母右衛門局松室氏  
明宮

妃 淳子 二條吉忠第一女

**得** 仁親王 御母妃淳子  
若宮一號遠久宮又作億宮

音仁親王 御母妃淳子  
若宮一號遠久宮又作億宮

經子女王 御母家女房某氏  
兼宮一號知宮職仁親王實子十一佛光寺亮祐室

圓遵 御母家女房某氏  
季宮職仁親王實子十一專修寺門跡

日圓 御母家女房鷲尾氏  
茂美宮瑞龍寺門跡

**中** 仁入道親王 御母妃淳子  
維宮諱有賴梶井門跡

董子女王 <small>御母家女房山本氏 義宮一號高宮又號奉宮近衛經熙室</small>	王子 <small>御母家女房山村氏 高貴宮</small>	織子女王 <small>御母妃福子 宇希宮淺野齊賢室</small>	幸子女王 <small>御母妃福子 同宮一號榮宮毛利齊房室</small>	韶仁親王 <small>御母妃福子寶實家女房尾崎氏 若室一號阿計宮</small>	妃 宣子女王 <small>關院宮美仁親王第五女</small>	文乘女王 <small>御母妃福子寶實家女房尾崎氏 淑宮初法諱文成圓照寺門跡</small>	承真法親王 <small>御母妃福子寶實家女房某氏 邦宮一號永宮諱淳德梶井門跡</small>
---	---------------------------------------	---	--	--	--	---	--

有西川宮

增賞入道親王 <small>御母妃淳子寶實家女房某氏 管宮諱敬典仁和寺門跡</small>	職子女王 <small>御母家女房後藤氏 長宮一號愛宮</small>	文亨女王 <small>御母家女房後藤氏 嵩宮圓照寺門跡</small>	榮恕女王 <small>御母家女房後藤氏 遊龜宮中宮寺門跡</small>	常仁入道親王 <small>御母家女房後藤氏 百宮諱成美梶井門跡</small>	織仁親王 <small>御母妃淳子寶實家女房後藤氏 壽手宮入道後號龍淵</small>	妃 福子 <small>鷹司輔平第三女</small>	覺仁入道親王 <small>御母妃淳子寶實家女房某氏 管宮諱敬典仁和寺門跡</small>	增賞入道親王 <small>御母妃淳子寶實家女房某氏 聽宮一號節宮諱種德聖護院門跡</small>
--	--	---	--	---	--	-----------------------------------	--	--

有相川宮

光緒天皇御孫

舜仁 入道親王

御母妃福子實家女房尾崎氏  
龜代宮 諱正道 初法諱公敵 輪王寺門跡

女王 御母家女房某氏  
萬壽宮 一號繁宮

女王 御母家女房尾崎氏  
幾宮

榮暉 女王 御母妃福子實家女房某氏  
千鶴宮 中宮寺門跡

熙子 女王 御母家女房尾崎氏  
美保宮 二號秀宮

喬子 女王 御母妃福子實家女房尾崎氏  
樂宮 德川家慶室

女王 御母家女房某氏  
彌宮

女王 御母家女房安藤氏  
壽宮

濟仁 入道親王 御母妃福子實家女房某氏  
誠宮 諱修 道仁和寺門跡

苞子 女王 御母家女房某氏  
嘉寧宮

王子 御母家女房安藤氏  
綽宮

王子 御母家女房安藤氏  
萬信宮

尊超 入道親王 御母妃福子實家女房安藤氏  
種宮 諱福 道知恩院門跡

吉子 女王 御母家女房安藤氏  
登美宮 德川齊昭室

豐島氏

女王 御母家女房  
萬宮  
御母妃宣子女王實家女房豐島氏  
八穗宮

幟仁 親王 文化九年 正月五日 誕生  
明治十九年 一月二十四日 薨去

妃 廣子 二條齊信第五女

文政二年 十月十日 誕生

嘉永元年五月二日入與  
明治八年七月九日薨去

**光格天皇御養子**  
慈性入道親王  
御母妃宣子女王實家女房豐島藤子  
籍宮諱明道輪王寺門跡

**孝明天皇御養子**  
公紹入道親王  
御母妃宣子女王實家女房豐島藤子  
菊宮諱彰信輪王寺門跡

公潔  
御母妃宣子女王實家女房豐島藤子  
他宮西園寺寬季宣實子十儿

女王  
御母妃宣子女王  
遊龜宮

女王  
御母妃宣子女王  
實種宮

韶子女王  
御母妃宣子女王  
精宮有馬賴成室

**仁孝天皇御嫡子**  
熾仁親王  
御母妃廣子海買家女房佐々木氏  
歡宮

天保六年二月十九日誕生  
明治二十八年一月二十四日薨去(實二月十五日)

妃  
貞子德川齊昭第十二女

嘉永三年十月二十七日誕生  
明治三年二月十六日入與  
明治五年一月九日薨去

妃  
董子溝口直博第七女

安政二年六月二十五日誕生  
明治六年七月三十日入與  
大正十二年二月七日薨去

熾子女王  
御母妃廣子實家女房山西氏  
線宮

裁 仁 王	績 子 女 王	妃 慰 子	威 仁 親 王
御母妃慰子 明治十八年十月十七日誕生 明治十九年九月三十日薨去	御母妃慰子 明治十三年十二月十一日入興 大正十二年六月三十日薨去(實六月二十九日)	前田慶寧第四女 元治元年二月八日誕生 明治十三年十二月十一日入興 大正十二年六月三十日薨去(實六月二十九日)	安政五年五月二十一日誕生 明治九年十月六日伏見宮貞愛親王ニ歸嫁 御母家女房森氏 文久二年正月十三日誕生 大正二年七月十日薨去(實七月五日)

有西川宮

利 子 女 王	宜 子 女 王	王 子	王 子	女 王
御母妃廣子實家女房森氏 德宮 明治二年二月二十三日井伊直憲ニ歸嫁	御母家女房森氏 糖宮 嘉永四年二月二十六日誕生 明治二年二月二十三日井伊直憲ニ歸嫁	御母家女房山西氏 長宮韶仁親王實子トナル御母妃宣子女王 天保十一年四月二日誕生 天保十四年七月九日薨去	御母家女房佐々木氏 御母家女房佐々木氏 天保十四年七月九日薨去 天保七年六月二十六日誕生 天保十四年七月九日薨去	御母家女房佐々木氏 天保七年六月二十六日誕生 天保十四年七月九日薨去 嘉永五年十二月十五日德川慶篤ニ歸嫁

有西川宮

年	皇紀	西紀	御年	御事	歴	参照事項
文三 戌三	2522	1862	一歳	正月十三日戌半刺京都舊邸に於て誕生○十六日埋胞○十七日剃髪○十九日七夜の祝、桐宮と命名○六月七日喰初		正月十五日坂下門の變 ○八月二土日生麥事件
三癸 亥三	2523	1863	二歳	五月壬日妙法院門跡相續内約(定)		三月七日將軍上洛 ○八月十九日七卿落
元治 子甲	2524	1864	三歳	二月二十日髮置、色直○七月十九日京師騷擾に就いて柳御殿に移る○八月十三日歸邸○土日芝井別邸に移る		二月二十日改元 ○七月十八日蛤御門の變
慶應 丑乙	2525	1865	四歳			四月七日改元 ○十月五日假條約勅許
二丙 寅二	2526	1866	五歳			七月二十日將軍家改薨 去○十二月五日徳川慶喜 將軍宣下○二十五日孝 明天皇崩御

實枝子女王	
御母妃慰子	
明治二十年九月二十二日誕生	
明治四十一年四月七日薨去(實四月三日)	
明治二十四年二月十四日誕生	
明治四十一年十一月八日徳川慶久に歸嫁	



子九丙	亥八乙	戌七甲	酉六癸	申五壬
2586	2585	2584	2583	2582
1876	1875	1874	1873	1872
十五歳	十四歳	十三歳	十二歳	十一歳
<p>四月八日参内學業進歩を感賞せらる 利嗣妹慰子と結婚内約</p> <p>四月九日野分園開園式に参列</p>	<p>四月五日兵學寮寄宿舎に入る 子薨去○十七日塙國軍艦を觀る ○八月二十日霞關邸に移徙</p>	<p>七月八日参内自今海軍に従事す 七月十日の御沙汰を拜す ○十三日海軍兵學寮に入學 ○十月同日軍務科に編入</p>	<p>四月二十五日嶋津定に侍讀兼洋學御用掛を命ず ○五月十一日育英義塾に入學</p>	<p>四月二十五日嶋津定に侍讀兼洋學御用掛を命ず ○五月十一日育英義塾に入學</p>
<p>二月廿七日鮮修好條約</p> <p>○五月十八日熾仁親王三孝院議長となる ○十月十六日利子女王伏見宮貞愛親王に適く</p>	<p>五月七日千嶋樺木交換條約成立 ○九月二十日江華島事件</p>	<p>四月四日台湾征伐</p>	<p>正月五日熾仁親王妃貞子の薨去 ○十月九日太陽曆の制を定む ○十月紀元の制定</p>	<p>七月三十日熾仁親王溝口直連の女皇子と婚禮 ○十月二十四日西舞隆盛辭職</p>

未四辛	午三庚	巳二己	辰明治	卯三丁
2581	2580	2529	2528	2527
1871	1870	1869	1868	1867
十歳	九歳	八歳	七歳	六歳
<p>三月九日妙法院門跡相續内約解除 ○十四日父宮熾仁親王に後つて ○十七日伊勢大神宮参拜 ○四月二日著京 神田小川町假邸に入る ○五日芝濱崎町本邸に移る</p>	<p>四月十八日武田左平の侍讀を較む ○二十二日學自院に臨席 講義聽聞 ○九月十六日深曾木</p>	<p>五月三日新邸に入る ○十月七日武田左平に素讀を學ぶ</p>	<p>正月九日明治天皇踐祚</p> <p>○十月十五日大政奉還</p> <p>○十二月五日王政復古の大令下り熾仁親王總裁となる</p> <p>正月三日伏見鳥羽の戦 ○二月九日熾仁親王東征本總督に補せらる ○八月二十七日即位大禮 ○九月八日改元</p> <p>二月二十三日宜子女王井伊直憲に適く ○六月十七日藩籍奉還</p>	<p>二月十六日熾仁親王徳川齊昭の女貞子と婚禮</p> <p>七月二日熾仁親王福岡藩知事となる ○十四日廢藩置縣</p> <p>○廿五日熾仁親王家事を継承す ○十月八日大徳と歐米に派遣す</p>

一三庚 辰	二二己 卯
2540	2539
1880	1879
十九歳	十八歳
<p>二月八日英國少尉補適任證書を受く 六月十二日横濱 歸着歸郵 七月七日歸艦 八月八日出港 北海道に向ふ 大臣を兼ねぬ</p> <p>三月十五日親王宣下賀宴 七月二十六日英國軍艦アイヨ ンチーク號乗組を命ぜらる 八月二日勲一等に叙し旭日大綬章 を授けらる 三日英國軍艦カルビテス號に搭乗して函館に向 ふ 六月函館に於いてアイヨンチーク號に轉乗 九月九日出港露領治 海州東支那海巡航の途に上る 十月六日横濱に歸着 七月 歸郵 二十四日歸艦東支那海巡航の途に上る</p>	<p>二月十五日西御陰盛華 兵を擧ぐ 五月十九日熾仁親王鹿見嶋 縣逆徳征討總督となる</p> <p>四月十四日大久保利通暗殺 せり</p> <p>五月十五日參謀本部設 置</p> <p>四月四日琉球藩を廢止 して沖縄縣を設置 八月三十日今上降誕 十月十八日明治天皇三 年町邸に臨幸</p>

一戊 寅	一丁 丑
2538	2537
1878	1877
十七歳	十六歳
<p>四月三十日熾仁親王再び上表して桐宮を継嗣とすむことを請ふ 五月十八日勅許 七月十五日海軍兵學子校豫科卒業本 科に編入 八月六日参内、本料進級を感賞せらる 二十 六日参内、明治天皇の御養子、親王並に三品宣下、名を熾仁 と賜ふ、歸郵の熾仁親王と父子御不並の儀あり 二十七日自今 三品官と稱す 十月三十日縁組伺出 十二月三日右勅許</p>	<p>一月十六日熾仁親王上表して桐宮を継嗣とすむことを請ふ 五月二十一日征西中の熾仁親王より戦地見學すべし旨の 招電 三十日横濱より乗船戦地に赴く 六月 三日鹿見嶋に著 十八日熊本に至りて熾仁親王に會し 爾後各地を巡視す 七月九日長崎に至る 十四日長崎發 十六日神戸に著、即日京都に入る 十七日明治天皇に拜 謁 十九日歸京</p>

一五 壬

2542

1887

二十歳

一月二日ウエマス港に至る○三日ボートランド港に赴いて  
海軍艦隊根拠地等を見學○四月廿日イジ港見學○十  
一月四日陸海軍人に勅諭を賜ふ  
一月四日イジ港見學○十月廿七日伊藤博  
文憲法取調の爲め渡  
洲巡遊の爲め  
六月十八日熾仁親王歐  
洲巡遊の爲め  
七月二十三日朝鮮事  
變  
十月十四日開院宣載  
仁親王兵學研究の爲め  
佛國に赴く

○十月三日イギリスに赴く

十九日イギリスに赴く

親王到英後親王に隨ひ各所參觀○十二月一日熾仁  
親王出英後就いてイギリスに至る○  
親王歸館

佛國に赴く

一四 辛

2541

1887

二十歳

一月三日里開○五日御暇乞の爲め参内、賢所参拜○  
八日横濱濱離宮に一泊○九日佛國郵船ホルガに乘  
船即日出航○十六日香港著○十九日佛國郵船アナル  
號に轉乘○二月二十日馬耳塞著○二十五日巴里著○二  
十四日倫敦著○三月六日ボーツマス軍港内サウスシーに轉  
住○四月四日ブラッキヒース近郊に轉住、爾來教師を聘  
して研見せらる○五月十日日コート宅を訪問○八月二  
十日ラスボーン離宮に於て英皇に謁見○十月一日グリ  
ニツチ海軍學校に入學○十月二十三日、  
港見學○二十七日ブリアマス軍港見學○三十一日グ  
トマス港トキー港見學

○六月二日ウエマス港に赴いて  
海軍艦隊根拠地等を見學○七月七日イジ港見學  
○十月一日イジ港見學  
○十月二十三日イジ港見學  
○十月二十七日イジ港見學  
○十一月四日イジ港見學

諸事修む

○九月一日梨本宮守修  
親王薨去  
○十月三日桂宮淑子内親  
王薨去  
○十二日國會開設の詔下  
る

九月五日イギリスに赴く

一七 甲  
2544  
1884  
二十三歳

下五白三三三三  
七五五五五五五五  
廿一

一月一日かなの會發會式臨場  
二月二十七日熱海に赴く  
三月十二日歸京  
四月二十五日特別御用取調掛を免せり  
五月五日特別御用取調掛を免せり  
六月十日比叡艦に搭乗し内國沿海巡視の途に上る  
七月二十一日鳥羽に上陸  
八月九日鹿兒嶋著  
八月二十日那覇著  
八月二十六日長崎著  
八月二十九日廣島九に乗船  
九月四日横濱著歸京  
十月七日妃と共に伊香保に赴く  
十一月六日歸京

三十一日海兵隊

七月六日霞關新邸落成につき熾仁親王移徙  
十二月五日朝鮮事変

九の  
十の  
十一の  
十二の  
十三の  
十四の  
十五の  
十六の  
十七の  
十八の  
十九の  
二十の

一六 癸  
2543  
1883  
二十三歳

一月一日ホーツマス出發佛國に向ふ  
二月二日巴里著  
三月三日ベルサイユに至りて王城離宮見物  
四月八日倫敦に著  
五月四日華盛頓の途に就く  
五月五日阿ナポリス海軍兵學校參觀  
八月八日ナイヤガラ瀑布見物  
十月十五日桑港著  
十一月十七日郵船シナイ、オブリオチヤネロに搭乗  
十二月十九日横濱歸著  
一月七日參内並に青山御所參候  
二月二十九日水交社社長に就任  
三月十八日横須賀造船所に於ける軍艦天龍進水式に臨場  
四月二十日妃と共に日光に赴く  
五月三十日日光出發水戸大先に向ふ  
六月九日歸京  
七月二十日南叡會會長となる  
八月三日海軍武官義濟會に加入  
九月七日かなの會會長拜謁式に臨場  
十月二十四日特別御用取調掛を仰せ付り  
十一月十日かなの會會長拜謁式に臨場

十一月十日かなの會會長拜謁式に臨場

二月一日熾仁親王歸朝  
二月十六日華頂宮博厚王薨去  
七月二日はじめて官報を發行す  
二十日岩倉具視薨去

一元 丙戌

2540

1886

二十五歳

一月二十四日横仁親王薨去 ○四月四日扶桑艦に搭乗して九州沿海巡視の途に上る ○六日神戸著 ○八日京都に入る ○十日歸艦 ○十日鹿兒嶋著 ○五月一日長崎著 ○十四日竹藪著 ○二十二日釜山著 ○二十三日下關著 歸京 ○二十六日扶桑艦分隊長を免じ參謀本部海軍部第一局謀員に補せり ○七月二十三日妃と共に伊香保に赴く ○八月一日日光に至る ○二十五日再び伊香保に赴く ○九月十九日歸京 ○三十日續子女王薨去 ○十月四日葬送 ○二十三日海軍少佐に任ぜり ○十一月五日參謀本部海軍部出任を仰せ付けり ○十二月十五日地學協會名譽會員となる ○二十九日大勲位に叙し菊花大綬章を賜ふ

○九月二十八日横仁親王近衛都督に補せり ○十月二日彰仁親王同妃歐米に渡航 ○二十二日英船ノルマントン沈没

一元 乙酉

2545

1885

二十四歳

一月二日水交社新築開館式に臨場 ○三月七日陸海軍聯合運動觀覽の爲め觀音崎に赴く ○軍事部出勤を免ぜられ扶桑艦分隊長に補せり ○十七日續子女王誕生 ○十九日扶桑艦に搭乗東北沿海巡視の途に上る ○二十六日函館著 ○二十七日妃病氣の報を得て長門丸に便乗 ○二十九日横濱に歸著 歸京

長門丸

○八月九日伏見眞愛親王渡歐

○十二月二十六日明治天皇霞關新邸に臨幸

子 二 戊

2548

1888

二十七歳

一月六日華族會館開館式に臨場  
 本部出仕仰せ付けらる  
 四月十四日海軍參謀  
 月十四日好仁親王二百五十年祭  
 十八日樞密院會議に列す  
 七月  
 香保に赴く  
 九月十日歸京  
 二十一日吳佐世保兩港へ  
 出張を命ぜらる  
 二十五日出發  
 十月十九日歸京  
 十一月一日軍事視察の爲め歐米へ差遣の御沙汰を  
 拜す

四月二十八日樞密院の設  
 置  
 五月十四日熾仁親王  
 參軍を兼ね  
 七月十五日磐梯山  
 噴火  
 九月一日東海道鐵  
 道開通

亥 二 丁

2547

1887

二十六歳

一月二十日明治天皇京都行幸供奉先着として熾仁親  
 王と共に京都に赴く  
 三十日後月輪東山後御親祭に供奉  
 二月七日神戸に至る  
 九日横濱に歸す  
 即日歸京  
 四月  
 十六日目黒村に於ける近衛兵野外演習行幸啓に陪從  
 五月二十四日日比谷練兵場に於ける軍旗授與式に供奉  
 六月十七日横濱に於ける愛宕艦命名式に臨場  
 七月  
 霞ヶ關邸に臨幸  
 二十日海軍兵學校卒業式臨幸に陪從  
 二十二日裁仁  
 王誕生

十二月五日彰仁親王  
 同妃歸朝

巴里を發しブラッセル著○十七日妃と共に皇帝に謁見○二十二日倫敦著○十月十日倫敦出發○十五日伯林著○十七日ポツダム離宮に於て皇帝皇后に謁見○二十九日憲法發布記念章親授式ありて熾仁親王代りて之を拜授せりる○十二月二日ドレスデンに於てサクソン國王の訪問を受く○七日維也納著○十日皇帝に謁見○二十五日ベニス著○二十九日フロレンス著

一月十一日新宮城移御供奉○二月十日憲法發布○是日皇室典範の規定に依り親王の品位を廢せられたるに依り爾後若宮と稱す又貴族院議員に列す○十四日妃と共に参内して御暇を並に賢所参拜○十六日横濱にて郵船シナイ、オプニエーヨークに乘船歐米に向つて發途候爵前田利嗣夫妻と同行○三月桑港上陸○四月一日華盛頓にて大統領ハリソンに會見○二日大統領夫妻の催せる夜會に臨場○六日紐育にて乘船佛國に向ふ○十四日佛國ハーブル著○十五日巴里著○二十日露國に赴く○五月五日ガチナ離宮に謁見、皇后に勳章捧呈○十五日巴里歸著○これと前後して妃の歐洲差遣勅許○六月十二日佛國大統領カルーに會見○二十二日西國に赴く○二十五日攝政皇太后に謁見勳章捧呈○七月二日巴里歸著○八月一日大統領の催せる夜會に臨場○八日海軍設備視察の爲め發途○十三日巴里歸著○避暑の爲め瑞西に赴く○九月十日巴里歸著○二十三日巴里出發蘭丁瑞三國巡視の途に上り是日海牙著○二十八日ソベンハーゲン著○十月三日フレテンホルク離宮に於て皇帝に謁見○五日ストックホルム著○七日チンクホルム離宮に於て皇帝に謁見○十一日巴里歸著○十六日

一月十一日皇居竣工  
○二月十一日憲法發布  
○三月九日熾仁親王参謀總長を兼ね

○四月二十日 伊達公移  
○伊達公移  
○伊達公移

○十月十八日大隈重信遭難

一月六日羅馬著○十二日妃と共に皇帝皇后に謁見○  
 十七日ネーグルス著○三十一日巴里歸著○二月十九日巴  
 里出發馬耳塞著○二十三日乗船に乘船して歸朝の途  
 に上る○四月五日神戸著○七日京都に至りて兩陛下に  
 謁見復命○十日歸京海軍參謀本部出仕仰せ付けら  
 る○十六日水難救濟會總裁に就任○五月十三日海軍  
 參謀本部出仕を免せられ葛城艦長心得仰せ付けらる  
 ○十七日始めて葛城艦に坐乗○二十三日歸朝内祝宴○  
 七月十八日伊香保に赴く○八月三日歸京○四日葛城艦  
 に乗乘して東北諸港巡航の途に上る○十日海軍大佐に  
 任じ葛城艦長に轉任○九月二十四日本職を免じ高尾  
 艦長に補せらる○是月トルコ軍艦エルドクウル誕生者  
 護送の為め艦長として海外出航の希望を上奏す○十月  
 日品川歸著歸郎○十三日高尾艦に坐乗

○二月十日金鷄勳章の  
 制を定む

○九月十六日土耳其軍艦  
 エドクウル紀州沖にて  
 沈没

○十月二十日元老院廢止

○三十日教育勅語頒布

○十一月二十九日第一期議  
 會開院式

一月十七日高雄艦に坐乗して清水港に向ふ○三十日歸  
 京○二月三日南叡會總裁となる○十四日寅枝子女王  
 誕生○三月五日高雄艦に坐乗して佐世保長崎に向ふ○  
 二十七日品川歸著歸郎○十日帝國水難救濟會事業  
 獎勵の為め會員章制定に關して請願書を宮内大  
 臣に提出す○二月十六日露國皇太子來航につき其接待  
 儀仰せ付けらる○四月二十四日長崎著○五月四日武に  
 皇太子を訪問す同日知事官邸に於ける招宴に臨席○  
 五日八重山艦に坐乗して鹿児島に向ふ○六日鹿児島著皇  
 太子と共に上陸見物の上歸艦出航○九月神戸著京都に入  
 る○十日皇太子と共に各所觀覽○十一日皇太子と共に琵琶  
 湖遊覽歸途大津町に於て凶変起る親王電報を以て  
 聖上の行幸を奏請尋いで皇太子を護して京都に  
 歸館○十三日皇太子歸艦につき天皇に供奉して神戸  
 に至る○十四日皇太子の招請により御召艦に至る、尋い  
 て京都に歸著即刻參朝して露國御差遣の御沙汰を  
 拜す○十五日北白川宮と共に御召艦を訪問、尋いで京都  
 に歸著○十六日歸京直に参内皇右宮に委細言上並  
 に青山御所參候○十九日露國御差遣中止となる

○八月三日高雄艦に坐乗して朝鮮日本海巡航の途

○一月二十日議事堂焼出  
 薨去

○二月十八日三條實美

○四月二十八日露國皇  
 太子來朝

○五月十二日天皇露國  
 皇太子御見舞の為に西  
 幸

○二十七日津田三藏罪状  
 判決

268



五壬辰

二五廿二

1872

三十一歳

一月五日裁仁王を伴ひて葉山に赴く○十四日歸京○二月九日高雄に坐乘朝鮮支那巡航の途に上る○四月二十日日本海員救済會總裁に就任○二十五日品川歸著○二十六日歸京○六月一日妃及王子を伴ひて葉山に赴く○十五日海軍將校端艇競漕會總裁となり是日参内して行幸啓を奏請す○十六日歸京○十九日海軍將校端艇競漕會臨場○七月十日高雄に坐乘して九州沿海巡航の途に上る○二十六日品川歸著歸京○九月六日代田艦長に轉補○十月十日代田に坐乘して内國各港巡視の途に上る○三十日品川歸著歸京

○十一月三十日軍艦千島佛船と衝突沈没  
 ○十二月十六日久通官朝彦親王第二子邦憲王に賀陽宮の稱號を賜ふ

に上る○三十一日品川歸著歸京○十月十五日病氣静養の爲め白河地方に赴く○十九日歸京○二十日鎌倉に赴く○十二月一日歸京

○九月三十日津田三藏獄死

○十二月二十五日議會解散

二六 癸巳

2553

1873

三十三歳

一月二十八日千代田艦に坐乗して九州沿海巡航の途に上る  
 ◎三月二日横須賀歸著◎三日歸京◎十日千代田艦に坐乗して兵に赴く◎五月三日品川歸著◎六月一日千代田艦に坐乗して朝鮮支那近海巡航の途に上る  
 ◎八月二日兵著◎三日歸京即日妃並に王子女を伴ひて靜養の爲に葉山に赴く◎九月二十八日歸京◎十月一日青森に直行同所にて千代田艦に坐乗して巡航の途に上る◎十二日横須賀海兵團長に轉補◎二十一日宮津にて退艦◎二十三日歸京◎二十四日海兵團に出仕して副長以下に訓示を與ふ◎十一月二日轉補に付き思召を以て金二千圓下賜

二月七日内閣彈劾上奏案可決  
 ◎十日和衷協同の勅語を賜ふ  
 ◎十七日條約改正上奏案可決  
 ◎八月四日依仁親王歐米巡視の途に上る  
 ◎十二月三十日衆議院解散

二七 甲午

2554

1874

三十三歳

三月九日大塔二十五周年祝典に妃と共に参列◎五月十五日帝國議會開院式に供奉◎二十六日日本海員提督會總會に臨場◎九月二十八日大本營附仰せ付けりる◎四月廣嶋著、大本營に参候◎二十日軍事視察として聯合艦隊及び第二軍の所在地に差遣の御沙汰を拜し宇品出港、是日皇后宮より金時計下賜◎二十一日下関著、是日皇太子宮より金五百圓下賜◎二十四日漁隱洞上陸◎二十五日大連上陸◎金州に至る◎二十八日旅順上陸◎十二月一日大連歸著◎二日嚴嶋艦に轉乘◎八日大本營附を免せられ松嶋艦長に補せらる◎九日松嶋に轉乘◎三十日皇太子宮より金五百圓下賜

三月九日大塔二十五年祝典  
 ◎二十七日金玉均暗殺  
 ◎四月朝鮮各道と東學黨蜂起す  
 ◎五月三十一日衆議院内閣彈劾上奏案可決  
 ◎六月二日衆議院解散  
 ◎八月一日宣戰の詔勅  
 ◎九月十三日大本營を廣島に遷む  
 ◎十五日平壤陷落  
 ◎二十七日黄海大捷  
 ◎十月二十六日陸海軍一勅語を賜ふ

松島に泊

工月... 松島に泊  
 松嶋艦長に補せらる  
 松嶋に轉乘

未 六 乙

2555

1895

三十四歳

一月四日同母姉井伊直憲室宜子逝去○十五日熾仁親王重態につき歸朝の電報を受く○十六日大連出發○二十日宇品着○舞子別邸に至る○二十三日熾仁親王の靈柩を護して東京に歸京○二十四日歸京○二十九日熾仁親王葬儀表主勤仕○二月三日大本營に參候○五日再び戦地に出張○七日宇品出港○八日榮城湾にて八重山艦に便乗○十日南支派遣艦隊旗艦として佐世保に向ふ○十五日佐世保出航○三十一日橋立艦長に轉補○四月一日勝知湾にて橋立艦に轉乘○三十日佐世保に向ふ○五月十四日日本美術協會總裁に就任○十九日歸京○六月四日神苑會總裁に就任○七月二十五日海軍砲術練習所長に轉補○九月二十七日軍功によりて金三千圓下賜○十一月十八日從軍記章を受く○十一月二十日功四級に叙し金鷄勲章及び年金五百圓を賜ふ○十二月十四日海軍機關學校卒業式に御名代として臨場○十八日海軍兵學校卒業式に御名代として臨場の為出發○二十四日歸京

○一月三十日威海衛總攻撃  
○二月十二日丁汝昌自殺  
○三月二十日澎湖列島平定  
○四月十七日媾和條約調印○二十七日大本營京都に移る  
○五月十四日遼東還附の詔勅下る○二十九日大本營東京に移る  
○十一月五日能久親王薨去發表

三月十日  
三月十日  
三月十日

三月十日  
三月十日  
三月十日

申 元 丙

2555

1895

三十五歳

一月十五日熾仁親王一年祭○十六日特に終身年金二千圓下賜○二十四日熾仁親王十年祭○二月二十日始めて春季靈祭を行ふ○四月一日大本營を解かるにつき思召を以て蒔繪手箱一個下賜 此項海軍現今内況につきて上奏○七月十日東京帝國大學卒業式に令旨を賜ふ○十二日病氣靜養の為め妃並に王子女と共に舞子に赴く○十六日京都に赴く○二十三日舞子歸着○九月二十九日歸京○十月二十六日伊學協會總裁に就任○十一月五日海軍少將に任じ常備艦隊司令長官に補せらる○九日商船學校卒業式に令旨を賜ふ○二十日青山練兵場に於ける軍旗親授式に供奉○十二月十一日海軍兵學校卒業式に臨場○十六日海軍機關學校卒業式に臨場○十八日海軍端艇競漕會に總裁として臨場

三月八日貞愛親王御名代として露國皇帝戴冠式參列の途に上る  
○四月一日大本營解散  
○八月十二日貞愛親王歸朝

三月十日  
三月十日  
三月十日

一月十四日大喪使長官に任せらる。二月二日靈柩に供奉  
 京都に赴く。三月一日五十年山陵祭に参列。三日歸京。  
 十七日妃著帯。二十日横須賀發艦近海巡航。三十日歸  
 京。四月十日妃流産孝養王子と稱す。十九日出發京都  
 に赴く。二十日英皇太后百日山陵祭に参列。廿二日歸京  
 是日英國皇帝即位六十年祝典参列の爲御差遣の御沙汰  
 を拜す。五月二日出發四日神戶出帆。十五日日本美術協  
 會春季展覽會開會式に御名代差遣。六月十日  
 馬耳塞に著。十三日巴黎に著。十九日倫敦に著。廿一日  
 英國帝室の祝典に参列。廿日倫敦を辭し巴里に滞在。  
 七月六日西班牙に赴き大勲位菊花大綬章を同國皇帝に  
 奉呈。十三日歸朝の途につく。八月十六日横濱若歸京  
 九月十三日英國御差遣の慰勞として金二萬圓を賜  
 はる。十六日帝國教育大會の總裁を兼諾。十月二日  
 神戸に開催の帝國教育大會に御名代差遣。八月横須  
 賀海軍機關學校卒業式に臨場。廿七日兵に於ける軍艦  
 官古進水式に臨場。尋て嚴島に乘艦。十月十三日日本美  
 術協會秋季展覽會開會式に御名代差遣。十二  
 月八日横須賀に上陸歸京。十八日海軍兵學校卒業式に  
 臨場。

一月十一日英皇太后崩  
 御。十四日大喪使設置  
 二月七日大葬  
 四月十七日天皇皇后  
 京都行幸啓。廿一日大  
 喪使廢止  
 六月廿日英國皇帝  
 即位六十年祝典始まり  
 廿九日終る  
 八月廿三日天皇皇后  
 京都より還幸啓  
 九月十八日西條約  
 締結

×廿七

一月九日京都に赴き十日英皇太后一週年山陵祭に  
 参列。十三日歸京。十五日故熾仁親王三年祭執行。  
 二月八日齋藤桃太郎別當に就任。三月三日本職を免  
 じ海軍軍令部出任兼海軍將官會議議員に補せらる。  
 十月日本美術協會總會に御名代差遣。廿二日皇太  
 子輔導の御沙汰を蒙る。廿四日佛國公使参郎司國一  
 筆勲章奉呈。四月十日帝國水難救濟會美保關救  
 難所開所式に同廿日下關救難所開所式に令旨を賜ふ。  
 廿九日海軍機關學校卒業式に臨場。三十日日本海  
 員救濟會總會を宮邸に開く。五月十五日日本美術  
 協會春季展覽會開會式に御名代差遣。廿一日伊  
 學協會第九回總會を宮邸に開く。七月二日帝國水  
 難救濟會第一回總會を宮邸に開く。十月十日發熱  
 數日にして快癒。十一月十日日本美術協會秋季展  
 覽會開會式に臨場。廿八日皇太子輔導に關す  
 る初會議議を開く。十二月八日海軍豫備校卒業式に臨  
 場。十三日海軍兵學校卒業式に臨場。十六日歸京

一月十九日元帥府設置  
 四月十日東京市奠  
 都兼三十年祭。皇太子  
 沼津行啓五月十二日還啓  
 七月三日皇太子沼津  
 行啓。八日露國大公キ  
 リルウアシミロウ井千入  
 京。十月十一日皇太子京  
 都より還啓。十三日大  
 演習御統裁の爲め大坂  
 一行幸廿一日還幸

三三 庚

2560

1900

三十九歳

一月 三月流行性感冒罹り 九日熾仁親王五年祭執  
行 三月四日日本美術協會總會及列品館開館式  
御名代差遣 三月七日帝國海軍協會總裁に就任 十  
七日商船學校卒業式に臨場 四月二十三日海軍機關  
學校卒業式に臨場 二十五日兵庫縣下海軍大演習  
御親閱の天皇陛下に供奉 二十九日日本海員救濟會に  
令旨を賜ふ 五月三日還幸に供奉 十日皇太子御成  
婚式に参列 十日御慶事祝賀晚餐會開催 十二日  
同上 十五日日本美術協會春季展覽會褒賞授與  
式に御名代差遣 二十三日皇太子同妃殿下神宮山陵御  
参拜に妃と共に御同伴 六月 七月伊勢協會總會  
本宮邸に開催 八月十二日日本海員救濟會横須賀支  
部開式に御名代差遣 十月 二十三日長崎兵庫兩縣下  
旅行 十一月十日日本美術協會秋季展覽會褒賞  
授與式に御名代差遣 十二月 十五日帝國海軍協會總  
會に令旨を賜ふ 午後例行

二月十日皇太子殿下御  
婚約  
三月五日丁抹皇族及  
デマール親王入京  
四月二十五日皇室婚嫁  
令制定 翌日海軍大演  
習御親閱の為兵庫縣下  
一行幸  
五月三日還幸 十日  
皇太子御成婚 十二日清  
國に義和團起る 二十三  
日皇太子同妃殿下神宮  
及山陵御参拜の為行啓  
十月十四日皇太子中國  
九州四國行啓  
十二月二十二日北清事  
變講和談判議了

三二 己

2559

1899

三六歳

三月十九日日本美術協會總會に御名代差遣 三  
月十五日御賜料増額の御沙汰を蒙る 三月 二十二日商船學校  
卒業式に臨場 四月二十七日海軍機關學校卒業式に  
臨場 二十九日日本海員救濟會總會に臨場 五月四  
日伊勢協會總會本宮邸に開く 六月十日日本美術協  
會春季美術展覽會褒賞授與式に臨場 九月十日  
日本水難救濟會静岡縣掛塚救濟所開所式に令旨を  
賜ふ 二十二日靈殿秋季祭に故幸仁親王二百年祭御合  
祭 二十六日海軍中將に任官 十月十九日皇太子と沼  
津より軍艦淺間にて中國地方に旅行 十月十日日本美  
術協會秋季展覽會褒賞授與式に御名代差遣 十六  
日皇太子と共に沼津に歸著滞留 二十四日歸京 十  
二月海軍兵學校卒業式に臨場

一月十日皇女多喜子  
内親王薨去  
三月皇太子は行啓  
六月二十九日獨逸皇  
族ハインリッヒ親王來朝  
七月十三日皇太子還啓  
三月六日更に日支行啓  
九月十日 還啓 十三日  
行啓  
十月七日 還啓 十三日  
十月十三日攝河泉  
特別大演習に行幸

一月八日外國交際官内閣各大臣宮内大臣海陸軍將校  
 招宴○十日同上○十一日同上○十二日同上○十七日同上  
 ○二十日興津に旅行○二十七日日本美術協會總會は  
 御名代●差遣○三月八日歸京○二十日貞愛親王及禎  
 子女王招宴○四月二十六日海軍機關學校卒業式に臨場  
 ○二十九日日本海軍技術協會總會に臨場○五月六日小原  
 に旅行○十六日歸京○六月五日帝國水難救濟會總會  
 に令旨下賜是日皇太子に隨ひ近海巡航の途につく○十  
 一日横須賀歸著歸京○八日家後増員の認可を奉る○  
 十八日裁仁王を伴ひ参内裁仁王海軍に從事すべき日  
 御沙汰を拜す○二十二日海城學校落成式に臨場又日本  
 美術協會展覽會褒賞授與式に臨場○七月四日各地方  
 長官に接見○六日天皇皇太后東宮御所に行幸啓の際物  
 賜ふ○二十八日葉山に避暑○九月十六日歸京○十七日至  
 二十日海軍將官會議に列席○二十日海軍將官招宴○  
 手海軍大車山本權兵衛に臨む○十月六日帝國水難救  
 濟會酒田救難所開所式に令旨下賜○廿日同加茂救難所開所  
 式に令旨下賜○十月十二日葉山に旅行○十月廿九日本職並兼  
 職を免せられ特終身現役に列せしめらる○十二月二日思召により  
 天皇皇后より物を賜ふ○七日歸京○十四日海軍大車山本權兵衛に臨場

一月日皇太子沼津行啓○  
 三月日還啓○九日東宮妃  
 御著帶○四月日還啓○  
 王降嫁○廿九日裕仁親王  
 誕生○五月六日皇太子小  
 田原行啓○六月五日皇太  
 子近海御巡航○七月六日  
 天皇皇后東宮御所に行啓  
 ○廿八日皇太子同妃日光行  
 啓○九月十六日還啓  
 ○十月十二日皇太子葉山  
 行啓  
 ○十月六日宮城縣下へ行  
 幸○十日還幸○廿九日  
 別當齋藤桃太郎東宮大  
 夫に仕せらる  
 ○十一月三日皇太子  
 行啓○十一月三日皇太子  
 行啓○十一月三日皇太子

一月七日元帥國務大臣以下招宴○十日英照皇太后五年祭御  
 陵拜○十三日外國交際官招宴○十四日同上○十六日同上  
 ○二十九日興津に旅行○二月廿五日日本美術協會總會に御  
 就任○十一日孝錫皇太子五週年祭執行○二十六日海軍機關學  
 校卒業式に臨場又帝國海軍協會の總會に臨場○廿日日本  
 海軍救濟會總會に臨場○五月一日各地方長官に接見○六日  
 帝國海軍協會會員引見○七日伊學協會會員引見○十日  
 南船學校卒業式に臨場○十八日帝國水  
 難救濟會酒田救難所開所式に令旨下賜○十九日葉山に避暑○七月廿日歸京○廿三日横須賀西舞臺  
 道の葬儀に臨む○三十日皇太子に塩原に隨行○八月廿五日  
 生母森則子死去親王歸京○九月十四日帝國水難救濟會銚  
 子救難所開所式に令旨下賜○十九日塩原より皇太子に隨  
 ひ歸京○二十日葉山に赴く○二十日横須賀鎮守府下士集會所  
 開所式に臨場○二十五日歸京○十月十六日葉山に赴く○十一月  
 廿二日日本美術協會褒賞授與式に創始二十五年記念祝典  
 に臨場○廿七日葉山に赴く○十一月廿日歸京○九日伊藤勇吉別當  
 に就任○十四日海軍大車山本權兵衛に臨場

一月廿四日皇太子還啓○廿六  
 日皇太子沼津行啓○二月廿  
 日皇太子葉山行啓○二十日英  
 同照成立○四月七日彰仁親王  
 大不利願國皇帝戴冠式に参  
 列の爲差遣軍艦淺間高砂  
 派遣○五月九日東宮御所  
 杜石布設式○十五日皇太子  
 行啓○廿五日雅仁親王誕生○七  
 月二日露國大公ホリスウアジ  
 ミロウイキ参内○廿三日皇太  
 子還啓○三十一日皇太子塩原  
 に行啓○九月十九日還啓○  
 二十日皇太子葉山に行啓○二  
 十三日還啓○十月十六日皇  
 太子葉山行啓○十月七日  
 天皇九州行幸○十五日皇太后  
 横須賀行啓○十九日還幸  
 ○十一月三日皇太子  
 行啓○十一月三日皇太子  
 行啓○十一月三日皇太子

一月八日外國交際官内閣各大臣宮内大臣海陸軍將校  
 招宴○十日同上○十一日同上○十二日同上○十七日同上  
 ○二十日與津に旅行○二十七日日本美術協會總會に  
 御名代差遣○三月八日歸京○二十八日貞愛親王及禎  
 子女王招宴○四月二十六日海軍機關學校卒業式に臨場  
 ○二十九日日本海員救濟總會總會に臨場○五月六日小原  
 に旅行○十六日歸京○六月五日帝國水難救濟總會總會  
 に令旨下賜是日皇太子に隨ひ近海巡航の途につく○十  
 一日横須賀歸著歸京○八日家後増員の認可を奉る○十  
 八日裁仁王を伴ひ参内裁仁王海軍に従事すべき旨  
 御沙汰を拜す○二十二日海城學校落成式に臨場又日本  
 美術協會展覽會褒賞授與式に臨場○七月四日各地方  
 長官に接見○六日天皇皇后東宮御所に行幸啓の際物と  
 賜ふ○二十八日葉山に避暑○九月十六日歸京○十七日至  
 二十日海軍將官會議に列席○二十日海軍將官招宴○十  
 五日海軍大臣山本權兵衛に臨む○十月八日帝國水難救  
 濟會酒田救難所開所式に令旨下賜○廿日同加茂救難所開所  
 式に令旨下賜○十月十二日葉山に旅行○十月廿九日本職並兼  
 職を免せられ特終身現役に列せしめらる○十二月二日思召により  
 天皇皇后より物を賜ふ○七日歸京○十四日海軍兵學校卒業式に臨場

一月日皇太子沼津行啓○廿六  
 日皇太子沼津行啓○二月五日  
 皇太子葉山行啓○二十日英  
 同盟成立○四月七日彰仁親王  
 大不利顯國自帝戴冠式に参  
 列の爲御差遣軍艦淺間高砂  
 派遣○五月九日東宮御所  
 柱石布設式○十五日皇太子  
 炮術著帯○二十日皇太子  
 東北及北行啓○六月八日  
 還啓○十九日皇太子葉山行  
 啓○廿五日雅仁親王誕生○七  
 月二日露國大公ホリスウアシ  
 ミロウイチ参内○廿二日皇太  
 子還啓○三十日皇太子塩原  
 に行啓○九月十九日還啓○  
 二十日皇太子葉山に行啓○二  
 十三日還啓○十月十六日皇  
 太子葉山行啓○十月十七日  
 天皇九州行幸○十五日自差  
 横須賀行啓○十九日還幸

一月七日元帥國務大臣以下招宴○十日英照皇太后五年祭御  
 陵拜○十三日外國交際官招宴○十四日同上○十六日同上  
 ○二十九日與津に旅行○二月廿三日日本美術協會總會に御  
 名代差遣○四月十日伊藤勇吉別當心得に島津足家令に  
 就任  
 校長兼  
 海員救濟會  
 帝國海軍協會會員  
 南船學校卒業式に臨場○十  
 臨場○二十日皇太子に隨ひ東北及北行○廿六日八日歸京  
 ○十九日葉山に滞在○七月廿日歸京○廿三日横濱西郷後  
 道の葬儀に臨む○三十一日皇太子に塩原に隨行○八月廿五日  
 生母森則子死去親王歸京○九月十四日帝國水難救濟會銚  
 子救難所開所式に令旨下賜○十九日塩原より皇太子に隨  
 ひ歸京○二十日葉山に赴く○二十日横須賀鎮守府下士集會所  
 開所式に臨場○二十五日歸京○十月十六日葉山に赴く○十一日  
 廿二日日本美術協會褒賞授與式に創始二十五年記念祝典  
 に臨場○廿七日葉山に赴く○十一月廿日歸京○九日伊藤勇吉別當  
 に就任○十四日海軍兵學校卒業式に臨場

一月廿四日皇太子還啓○廿六  
 日皇太子沼津行啓○二月五日  
 皇太子葉山行啓○二十日英  
 同盟成立○四月七日彰仁親王  
 大不利顯國自帝戴冠式に参  
 列の爲御差遣軍艦淺間高砂  
 派遣○五月九日東宮御所  
 柱石布設式○十五日皇太子  
 炮術著帯○二十日皇太子  
 東北及北行啓○六月八日  
 還啓○十九日皇太子葉山行  
 啓○廿五日雅仁親王誕生○七  
 月二日露國大公ホリスウアシ  
 ミロウイチ参内○廿二日皇太  
 子還啓○三十日皇太子塩原  
 に行啓○九月十九日還啓○  
 二十日皇太子葉山に行啓○二  
 十三日還啓○十月十六日皇  
 太子葉山行啓○十月十七日  
 天皇九州行幸○十五日自差  
 横須賀行啓○十九日還幸

275  
925

三七 甲 辰  
2564  
1904  
四十三歳

二月一日熱海に静養○八日霞關普郎引渡終了○十日帝國海軍協會總會に御名代差遣○廿日美術協會總會に御名代差遣○三月一日歸京○六日大本營附付○十四日ハワリヤ王國勳章の贈呈を受く○廿八日帝國軍人援護會總裁に就任○四月一日軍人援護會總會に臨場○十日大本營水産會總裁に就任○廿八日日本海員援護會總會に臨場○五月十三日實枝子女王德川慶久と縁組内約○廿日美術協會春季展覽會褒賞授典式に御名代差遣○六月廿八日海軍大將に任ぜらる○七月十日水産講習所卒業式に臨場○廿五日伊香保に避暑○九月三日歸京是日大日本敬道獎勵會總裁に就任○十月廿日伊國公使招待○廿四日帝國海軍協會總會に臨場○二十七日故織仁親王妃福子百年祭執行○十月五日美術協會秋季展覽會褒賞授典式に臨場○十四日海軍兵學校卒業式に臨場○廿七日帝國水難救濟會總會に臨場○十二月十三日海軍大臣以下招待

二月十日宜戦の詔勅發布○十日大本營を宮中に設置○十三日元有栖川宮邸を改めて霞關離宮とす○四月廿五日韓國特派大使李址鎔参内○六月廿日滿州軍總司令部設置○九月廿五日獨逸皇族カール殿下入京

三六 癸 卯  
2563  
1903  
四十二歳

一月三日改めて財團法人神苑會の總裁となる○十七日與津に赴く○三月三日帝國海軍協會總會に御名代差遣○二月十六日葉山に赴く○三月七日日本美術協會總會に御名代差遣○三月九日伊香保に避暑○三月十五日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○十日歸京○十五日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○十九日葉山に赴く○十九日葉山に移る○二十日發熱○四月十日新邸上棟式○三十日日本海軍員援護會總會に臨場○五月十日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○五月十日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○六月九日親王靜養中向○六月九日歸京○六月廿三日親王靜養中向○一年間、東宮輔導の勤務免せらる○七月御沙汰を蒙る○十九日英國皇帝より贈進の勳章を受く○七月九日水産講習所卒業式に臨場○二十日故岩倉具視三百年祭に付墓前に参拜○二十四日伊香保に避暑○八月三十日歸京○九月二日葉山に赴く○十月十日故織仁親王妃銅像除幕式に臨場○十月六日日本美術協會美術展覽會褒賞授典式に御名代差遣○十月十日歸京○十二月十七日三年町の新邸に移設

一月十五日皇太子親王御行○三月十八日彰仁親王薨去○三月二十三日皇太子葉山に移御○四月七日兵庫縣下觀艦式に行幸○十二月皇太子行啓○五月九日天皇皇后還幸○五月九日天皇皇后還幸○十一月清國皇族貝子載振入京○十九日ハワリヤ王族ルッフレ親王同妃入京○二十六日皇太子同妃入京行啓○六月二日皇太子同妃舞子に行啓○翌日



三元 丙午

2566

1906

四十五歳

三月廿四日海軍機關學校卒業式に臨場  
 級に叙せらる  
 七月廿三日葉山に避暑  
 九月五日帰京  
 十月十二日獨逸帝國議員等招待  
 十月十四日水産博覽會褒賞授與式に臨場  
 十一月五日故節仁親王妃四十年祭執行  
 十一月十九日海軍兵學校卒業式に臨場  
 十二月廿五日歌道奨勵會大會に臨場  
 十二月廿五日皇太子行幸に同行す

二月十九日英國皇族アサノオアコンント入京ガーター勲章捧呈  
 三月廿一日朝香宮竹田官稱號下賜  
 四月一日伊國皇族アラントウチ子入京  
 五月七日暹羅皇族アリンスナコンチアイシー來朝  
 七月六日海軍大學校卒業式に臨幸  
 十一月十五日軍艦薩摩進水式に臨幸  
 十二月十一日韓國特使李址鎔参内

三元 乙巳

2565

1905

四十四歳

一月十五日故熾仁親王十年祭執行  
 三月十三日獨逸國皇太子結婚式参列  
 四月一日出發  
 五月廿九日伯林に著き皇太子結婚式典に参列  
 六月廿六日英國皇室訪問  
 七月四日香取進水式に臨場  
 八月二日十六日歸朝  
 九月二十五日葉山に轉地  
 十月十日歸京  
 十月十四日英國支那艦隊司令長官以下芝離宮に招待同日園遊會開催  
 十月二十二日宮中海軍凱旋式に参列  
 十月廿三日日艦式行幸に供奉  
 十月三十日獨逸公使以下招待  
 十一月一日英國公使以下招待  
 十一月二日白耳義佛蘭西和蘭伊太利各國公使以下招待  
 十一月二十八日海軍兵學校卒業式に臨場  
 十二月七日官中陸軍凱旋式に参列  
 十二月十日銀婚御内祝  
 十二月十八日おんがくに著き休養  
 十二月十九日和田女官返向  
 十二月二十日白耳義佛蘭西和蘭伊太利各國公使以下招待

一月一日旅順開城  
 三月十日奉天會戰  
 五月廿七日日本海海戦  
 六月三日獨逸皇太子結婚式典  
 九月五日日露講和條約  
 十月十六日講和の詔勅  
 十月廿三日陸海軍入札語下賜  
 十月廿三日觀艦式行幸  
 十一月十七日神宮御親祭是日日韓協約締結  
 十二月二十日大本官解散  
 十二月廿二日清條約締結

四丁  
未

2567

1907

四十六歳

一月十一日御名代として英照皇太后御陵祭に参拜○三十日  
御名代として孝明天皇御陵祭参拜○三月八日特命檢閲  
使仰付りる○廿六日軍艦滿州に搭乗出發○四月廿六日  
歸京○五月十二日帝國海軍協會臨時大會に臨場○十  
三日海員救濟會四日市寄宿所開所式に臨場○六月十三  
日能樂御主催○八月八日東北周遊○廿二日歸京○九月  
廿日皇太子韓國御渡航御同伴の御沙汰を蒙る○十月  
十日御出發○三十日歸京○十一月二七日横濱に御幸  
○三月九日朝鮮海軍若少三能浮橋岡○四月四日秋田港若  
飯寺舟の檢閲○十二日釜石の海軍若少船浮橋岡○

一月十一日英照皇太后十年  
式年祭○三十日孝明天皇  
三十年式年祭  
○二月十三日澳太利皇族  
レオポールド親王來朝  
○十月十日皇太子韓國  
へ御渡航  
○十二月十二日韓國特派  
大使完興君等入京○十五  
日韓國皇太子入京○廿  
七日横須賀行幸

四戊  
申

2568

1908

四十七歳

二月十一日憲法發布記念會に臨場○十五日議定官  
に補せりる○十五日故葡葡牙國皇帝吊祭式に御名代  
として臨場○三月十日江田嶋に裁仁玉御見舞○四月  
十日歸京○十日裁仁玉葬儀執行○六月一日華族會  
館創立記念會に臨場○七月十五日裁仁玉百日祭執行  
○八月四日翁嶋に避暑○九月廿九日歸京○十月八  
日寶枝子女王徳川慶久に帰嫁○十五日海軍大演習に  
付兵庫縣へ兼行○十二月十二日帝國教育會創立二十  
五年記念會に臨場

○三月二日裁仁玉不豫  
○四月七日裁仁玉薨去  
○八月六日皇太子御白光  
○九月八日皇太子翁嶋  
別邸に行啓  
○十一月八日海軍大演  
習御親閱の爲兵庫縣  
下行幸

377  
305

三月二十七日日本美術協會總會に臨場○三月二十七日帝國海軍協會義勇艦隊第二船命名○廿九日外國交際官招待宴○四月七日裁仁王三幸執行○十四日外國交際官招待宴○廿六日日本水産會總會に令旨を賜ふ○五月八日日本美術協會展覽會褒賞授與式に臨場○十二日在京中の各地方長官を招宴○廿日帝國海軍協會總會に御名代差遣○廿八日日本海員救濟會總會に御名代差遣○廿九日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○七月三日水産講習所卒業式に御名代差遣○廿日翁島に避暑○廿九日大日本水産會所屬水産丸進水式に御名代差遣○九月廿日帝國水難救濟會官署城支部分會式に臨場○十一日東京○十八日舞子(韓地静養)○廿九日神苑會徵古館落成式に御名代差遣○十月四日帝國海軍協會會長崎縣地方總會に御名代差遣○十四日發熱助膜炎併發○十一月四日公爵伊藤博文葬儀に御代差遣○三十日日本海員救濟會大阪支部總會に御名代差遣○十二月三日日本美術協會美術展覽會褒賞授與式に御名代差遣○八日大日本水産會品評會褒賞授與式に令旨を賜ふ

二月十日青島王正廷閣下渡歐○十五日皇后泊津行啓○二月廿五日韓國特使閣下與參内○三月廿四日邦彦王同妃渡歐○四月六日皇太子(行啓)○十五日還啓○十七日貞愛親王清國皇太后葬儀參列、為差遣はさる○廿日自后還啓○廿九日成久王(行啓)内親王と婚す  
○七月廿九日王正廷閣下帰朝  
○八月廿日韓國皇太子初鳴別邸に行啓  
○九月廿七日天皇侍醫岡本御之舞子別邸に差遣はさる  
○十月廿六日公卿伊藤博文會難○三十日邦彦王同妃帰朝

二月二十九日日本美術協會總會に御名代差遣○三月廿九日別當平山成信渡英に付其不在中齋藤桃太郎に別當代理仰付けり○四月四日御賄料特賜金額仰出さる○十七日大日本水産會總會に御名代差遣○五月七日帝國海軍協會總會に御名代差遣○二十八日日本海員救濟會總會に御名代差遣○七月二日水産講習所卒業式に御名代差遣○廿八日故白耳義國特命全權公使男爵アルベル、又夕ノ葬儀に御使差遣○十一月十三日日本美術協會美術展覽會褒賞授與式に御名代差遣○十四日御使を岡山行在所に遣し天機を奉伺せしむ

八月二十九日  
日経新聞

二月廿六日天皇皇后岡玄御之舞子別邸に遣し親王の病を問はしめ給ふ○三月四日皇后皇太后御事渡邊直達を遣し親王の病を問ひ物を賜ふ○廿日韓國皇太子御用林伊藤博邦を以て病を問はる○廿六日貞愛親王(英海軍會)臨場、為出發○四月十三日自后宮御使參内○十五日天皇内府秘書官日高秩父を遣し存問物を賜ふ○廿四日皇后泊津より還啓  
○五月七日英國皇太后崩御  
○六月廿日自貞愛親王崩御  
○七月廿四日勅使參内  
○三十日皇太子同妃日光行啓  
○九月十四日還啓○廿日天皇日高秩父を遣はさる○十月廿日天皇岡玄御之舞子に遣はさる○十月五日自皇太子京前より舞子別邸に行啓○十一月天皇特別大演習御統裁、為岡縣下行李○十日還幸

378  
377

四 幸

2571

1911

五十歳

二月六日大日本水産會總會に御名代差遣 ○十八日日本美術協會總會に御名代差遣 ○三月十五日帝國海事協會總會に御名代差遣 ○三十日神苑會解散式に令旨を賜ふ ○四月七日故裁仁王三年祭執行 ○十日日本美術協會展覽會褒賞授與式に御名代差遣 ○五月三十日日本海員協會總會に御名代差遣 ○六月廿四日帝國水難救濟會總會に御名代差遣 ○七月五日水産講習所卒業式に御名代差遣 ○九月十七日帝國水難救濟會千葉縣勝浦校難所開所式に令旨を賜ふ ○二十四日岡山縣下關救難所開所式に令旨を賜ふ ○十月十五日帝國水難救濟會山手縣大船渡開所式に令旨を賜ふ ○十六日日本美術協會美術展覽會褒賞授與式に御名代差遣 ○十八日天皇還幸の途使を神代に遣し物を献す ○十二月十日日本美術協會前會頭故佐野常氏十周年追悼式に御名代差遣

一月廿日勅使日高秩父參邸 ○二月八日東宮御使東宮主事錦小路在明參邸 ○二十日皇太后皇太后御用掛羽龍之助御差遣 ○三月八日皇太子東宮侍從原恒太郎御差遣 ○十五日勅使日高秩父參邸 ○四月四日皇太子吳佐世保行啓還御途改舞子別邸に御立寄 ○五月十五日東宮御使本多正復參邸 ○十八日皇太后神宮御參拜の爲三重縣下へ行啓 ○十九日皇太子兼縣一行啓廿四還啓 ○廿五日勅使日高秩父參邸 ○七月十七日東宮御使本多正復參邸 ○八月十三日依在親善團使日高秩父參邸 ○九月四日勅使日高秩父參邸 ○十月十九日皇太子特別騎兵演習及海軍聯合小演習地岡山へ行啓 ○廿七日皇太子田村眞宮武官御差遣 ○十一月七日天皇特別演習御統載の爲福岡縣下へ行幸 ○十二日博恭王暹羅國皇帝戴冠式參列の爲御差遣 ○十七日天皇姫路行在所より御使を遣さる

手記

○二十日皇太子御使東宮侍從田内三吉參邸 ○廿一日皇太子豊橋より還啓 ○十二月六日勅使日高秩父參邸 ○廿九日皇太子同妃御使東宮侍從本多正復參邸

380

四  
子 壬

2572

1912

壬子歲

二月十七日日本美術協會總會は今日を賜ふ皇日故歳仁親王先妃貞子四十年祭執行○三月十日陸軍大將西寛次郎葬儀に付御代拜の為御使差遣○三日男爵高崎正風葬儀に付御代拜の為御使差遣○三月四日使を以て沼津御用邸に遣し皇右宮並に三皇孫に物を献す○八日高崎正風十日祭御使差遣○十七日男爵西徳次郎葬儀に付御使差遣○廿八日帝國海軍協會總會に御名代差遣○四月五日男爵石本新六葬儀に付御代差遣○十三日大日本水産會總會に御名代差遣○廿九日日本美術協會美術展覽會總會に御名代差遣○五月廿八日帝國水難救濟會總會に御名代差遣○六月廿五日生母森則子十年祭を執行せしむ○廿九日日本海員救濟會總會に御名代差遣○七月六日水産講習所卒業式に御名代差遣○廿二日御名代を以て御見舞品献す○八月一日韓國併合記念章を授與せらる○十九日天皇踐祚に付御沙汰を傳へらる○九月十七日陸軍大將伯爵乃木希典葬儀に付御代差遣○十二月二十九日明治天皇御遺物拜領

二月十五日東京宮御使参邸  
 ○三月廿六日皇后宮御使参邸  
 ○廿九日勅使日高秩父参邸  
 ○四月十二日公爵徳川慶久夫妻参邸  
 ○十七日東京御使参邸  
 ○廿三日皇太子三重滋賀兩縣下行啓五月五日還参邸  
 ○六月九日勅使日高秩父参邸  
 ○七月廿日天皇御不豫○三十日明御是日今上天皇踐祚  
 ○八月廿七日御追號明治天皇と御治定○九月十三日大葬儀  
 ○十月九日勅使岡玄御参邸  
 ○十月十三日皇太后伏見桃山陵御参拜の為行啓  
 ○十二月廿七日勅使日高秩父参邸

○廿日皇太子大隈府兵庫縣下(行啓に付舞子別邸)御立寄  
 ○十一月六日勅使日高秩父参邸  
 ○廿五日皇后宮御使渡邊直達参邸  
 ○廿日博恭王昇朝

己卯

和蘭國 西班牙國 露西亞國

和	西	露	日	日	日	日	日	日	日	國
リ 相 シ セ ル ラ ン デ ー	シ ヤ ル ル ト ロ ア	サ タ ア レ キ サ ド ル ネ ウ ス キ ー	日 赤 十 字 社 有 功 章	日 勳 一 等 瑞 寶 章	日 勳 一 等 桐 花 大 綬 章	日 大 勳 位 菊 花 大 綬 章	日 勳 一 等 旭 日 大 綬 章	日 勳 一 等 旭 日 大 綬 章	日 勳 一 等 旭 日 大 綬 章	勳章(又記章・記念章)種類
明治廿二年九月廿六日	明治廿二年六月廿六日	明治廿二年五月八日	明治廿二年四月廿六日	明治十九年三月廿九日	明治十九年三月廿九日	明治十九年三月廿九日	明治十九年三月廿九日	明治十九年三月廿九日	明治十九年三月廿九日	受領(又は授賜)年月日

各國勳章受領表

大正二 五 癸 25 73 19 13 五十二歳

二月十五日日本海員救済會總會... 三月三日帝... 四月十日帝國海軍協會總會... 六月六日... 七月五日... 七月六日... 七月十日... 十月十日... 十月十五日... 十月十九日...

二月十五日日本海員救済會總會... 三月三日帝... 四月十日帝國海軍協會總會... 六月六日... 七月五日... 七月六日... 七月十日... 十月十日... 十月十五日... 十月十九日...

佛	レジョンドール大勲章	明治三十一年四月廿二日
英	ハロウ勲章	明治三十六年六月十九日
伊	神聖フェルト勲章	明治三十七年三月十四日
伊	大勲章アンシヤート勲章	明治三十八年五月一日
獨	クラーネンシュテッド勲章	明治三十八年五月廿九日
獨	黒龍勲章	明治三十八年五月廿九日
英	ハート勲章	明治三十八年六月廿七日
日	功三級金鷄勲章	明治三十九年四月一日附
日	明治三十七年從軍記念章	同
韓	大勲位金尺大綬章	明治四十年十月十六日
日	皇太子渡韓記念章	明治四十二年四月七日附

大不列顛國  
巴威里國  
伊太利國  
普魯西國  
大不列顛國

大不列顛國

白	レオポール大勲章	明治廿三年十月廿二日
獨	赤鷲大勲章	明治廿二年十月廿七日
日	憲法發布記念章	明治廿二年十月廿九日
獨	リオポール第一等勲章	明治廿三年十月十五日
伊	サニエリスエラザル勲章	明治廿三年一月十三日
露	スタニスラス大勲章	明治廿五年五月三十日
日	明治二十七八年從軍記念章	明治廿八年十月十八日附
日	功四級金鷄勲章	明治廿八年十月廿日附
英	英皇即位六十年祝典記念章	明治三十年六月廿二日
西	シヤルルトロア頸飾章	明治三十年七月七日

白蘭地國  
普魯西國  
伊太利國  
露西亞國

西班牙國

有 柳 川 宮

日韓國合併記念章

日菊花章頭飾

大正元年八月一日附

大正二年七月七日

凡例

一、本書編纂の趣旨及び完成の次第等は卷末に附載せし行實編纂經過概略に見ゆるを以て復た此に贅せず。

二、往年刊行せられし熾仁親王行實は材料の蒐集事實の考證に専ら力を盡せしが本書は一般世人をして我が親王の事蹟を知悉せしめむが爲にす。換言すれば<sup>彼は</sup>學者の討究に資せむとし此は通俗易解の書を提供せむとす。その目的すでに<sup>相</sup>異なれば用意亦た従つて徑



庭なき能はず。覽者兩行實の體裁均一ならず  
るを怪む勿れ。

三、全卷二十四章前二十章はこれを一概して

親王の閱歷を敘し、各章を彙括し、若しくは章

中特出に係る事實を掲起して標目となす。後

四章は主として性行學藝嗜好遊ん軼事等を記し

これを併せて編纂の趣旨略ぼ此に盡したる

を確信す。

四、文中に敬語を用ふること勿論なれども多

きに過ぐれば、文勢自ら緩慢鈍重に失するを

免れず、故に普通の場合には成るべく最少限

度に止めたり。顧みれば親王すでに史中不朽

の大人物におはす上は、これに拘泥せずして、

尋常史家の筆法を用ふるも亦た可なりむか。

五、定例重出の事實はその煩を厭ふに因り初

見の場合に限りて之を敘す。但し年譜には、

その都度必ず之を掲出し、以て湮晦に歸する

虞なからしむ。

六、年譜は及ぶ限り詳細を旨として親王に關

する一切の事實を網羅するを期し、下欄には

重要な二三の史實並に關係事項を摘記し、  
以て對照に便す。

七、系譜は有栖川宮歷世に亘れども、親王を中

心としてその前後は殊に之を詳にす。

八、挿圖は成るべく興味あるものを選擇して、  
關係事實の個處に綴入す。その特に所藏者を

記入したるもの、外はすべて、有栖川宮の

御藏品に係る。

九、題籤は本會委員長平山男爵の揮毫を煩は

せしものなり。

一〇、本會の編纂に就いて材料を提供せられ又

本會の爲に助力せられたる諸氏に對し謹ん

で此に謝意を表す。

有西川宮

有西川宮

有西川宮

有西川宮



